

大蔵委員會議録第十四号

昭和三十三年三月六日（木曜日）

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 足鹿 覺君

理事 淺香 忠雄君 理事 大平 正芳君

理事 黒金 泰美君 理事 高見 三郎君

理事 藤枝 泉介君 理事 平岡 忠次郎君

理事 横山 利秋君

有馬 英治君 奥村 又十郎君

加藤 高藏君 川野 芳滿君

吉川 久衛君 杉浦 武雄君

高瀬 傳君 竹内 俊吉君

内藤 友明君 平野 三郎君

前田 房之助君 山本 勝市君

石野 久男君 石村 英雄君

春日 一幸君 神田 大作君

久保田 鶴松君 横路 節雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 坊 秀男君

大蔵事務官（主計局長） 佐藤 一郎君

大蔵事務官（主税局長） 原 純夫君

大蔵事務官（銀行局長） 石田 正君

食糧庁長官 小倉 武一君

委員外の出席者

大蔵事務官（主計局長） 小原 孝次君

大蔵事務官（主税局長） 塩崎 潤君

大蔵事務官（第一課長） 有吉 正君

大蔵事務官（銀行局長） 尾中 悟君

農林事務官（農林經濟局農務課長） 尾中 悟君

同組合部長（農林經濟局農務課長） 尾中 悟君

同組合部長（農林經濟局農務課長） 尾中 悟君

同組合部長（農林經濟局農務課長） 尾中 悟君

同組合部長（農林經濟局農務課長） 尾中 悟君

同組合部長（農林經濟局農務課長） 尾中 悟君

同組合部長（農林經濟局農務課長） 尾中 悟君

三月五日

専門員 椎木 文也君

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二二二号（予））の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人の出頭要求に関する件

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）

昭和二十八年年度から昭和三十三年年度までの各年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四号）

漁船再保険特別會計における特殊保険及び給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案（内閣提出第二一九号）

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第五八号）

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案（内閣提出第一〇七号）

食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五五号）

食糧管理特別會計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に関する法律案（内閣提出第一六号）

〇足座委員長 これより會議を開きます。

法人税法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

御報告を申し上げますが、三案につきましましては、それぞれ横山利秋君外十二名提出にかかわる修正案が委員長の手元に提出されております。この際提出者より趣旨の説明を求めるといたします。横山利秋君。

以下に金額 百分の三十三に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の三十六」に改め、同条第二項中「年百万円とあるのは、百万円に」を「年五十万円とあるのは、五十万円に、年二十万円とあるのは、二十万円に、それぞれ」に改め、同条第三項第二号中「負債の利子の額」の下に「で同項に規定する利子の額の計算に準じて算出したもの」を加える。

第二十六条第四項の改正に関する部分を次のように改める。

第二十六条第四項中「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。

本案施行に要する経費 本案による減収見込は約十五億円であります。

酒税法の一部を改正する法律案 に対する修正案 酒税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本則中「同条第八号」を「同条第七号中「二万円」を「一万七千円」に改め、同条第八号」に改める。

附則第五項中「百分の八十五」の下に「ビールについては百分の八十」を、「百分の十五」の下に「ビールについては百分の二十」を加える。

本案施行に要する経費 本案による減収見込は約十億円であります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案 租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正に関する部分を削る。第二章第四節の次に一節を加える改正に関する部分を削る。

〇横山委員 ただいま議題になりました三修正案について御説明を申し上げます。

まず第一に、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明をいたします。

今回政府より提案されました同法中には、いわゆる減税預金制度が含まれております。ただいまなお本委員会では慎重な審議の中にありますが、明らかにされて参りましたことは、従来とも預金などについては優遇されてお

り、この上この種の優遇措置を加えることの可否、恩給を受ける者が高額所得者を中心とすること、しよせんこの措置は、金の振りがえに終って、実質的な貯蓄の増強にならないこと、かりに貯蓄されたとしても、かく優遇されて蓄積された資金の健全な使途について明確を欠くこと、手続が煩瑣である上に、従来から特別措置を打ち切るべ

きである。

本案施行に要する経費 本案による減収見込は約十億円であります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案 租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正に関する部分を削る。第二章第四節の次に一節を加える改正に関する部分を削る。

〇横山委員 ただいま議題になりました三修正案について御説明を申し上げます。

まず第一に、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明をいたします。

今回政府より提案されました同法中には、いわゆる減税預金制度が含まれております。ただいまなお本委員会では慎重な審議の中にありますが、明らかにされて参りましたことは、従来とも預金などについては優遇されてお

り、この上この種の優遇措置を加えることの可否、恩給を受ける者が高額所得者を中心とすること、しよせんこの措置は、金の振りがえに終って、実質的な貯蓄の増強にならないこと、かりに貯蓄されたとしても、かく優遇されて蓄積された資金の健全な使途について明確を欠くこと、手続が煩瑣である上に、従来から特別措置を打ち切るべ

きである。

本案施行に要する経費 本案による減収見込は約十億円であります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案 租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正に関する部分を削る。第二章第四節の次に一節を加える改正に関する部分を削る。

〇横山委員 ただいま議題になりました三修正案について御説明を申し上げます。

まず第一に、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明をいたします。

今回政府より提案されました同法中には、いわゆる減税預金制度が含まれております。ただいまなお本委員会では慎重な審議の中にありますが、明らかにされて参りましたことは、従来とも預金などについては優遇されてお

り、この上この種の優遇措置を加えることの可否、恩給を受ける者が高額所得者を中心とすること、しよせんこの措置は、金の振りがえに終って、実質的な貯蓄の増強にならないこと、かりに貯蓄されたとしても、かく優遇されて蓄積された資金の健全な使途について明確を欠くこと、手続が煩瑣である上に、従来から特別措置を打ち切るべ

きである。

しとの本委員会の方向、及び天下の世論に反すること、金融機関、証券市場などに混乱を持ち込むおそれのあること等から考えましても、実効乏しい上に、租税に公平の原則、簡便の原則に反する上に、当面最も必要な低額所得者への減税が不可能となるわけであり、従つて、この際この措置は不必要であり、貯蓄の増進をはかるとして、別途の手段によることが適当と思われるのでありますから、これを削除したいと存じます。政府としても、いろいろ考へての上ではありましようが、税制審議会の討議の経過を見ましても、きわめて問題であつたことを考え、国会としてはこれを削除して、生じます財源五十億を、より適切な減税に使用いたしますことが、納税者の痛切なる期待にこたえるゆゑんであると考へまして、提案する次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、法人税法の一部を改正する法律案に対する修正案について、御説明申し上げます。

今回政府より提案されました法人税法の改正案は、一律二%の減税となつておりますものの、実は年所得百万円から二百万円の所得者に中心が置かれており、この分には七%の減税が行われるのであります。このことは、今日までいろいろな角度で議論されて参りました、零細企業に対する考慮がなされず、きわめて不公平な措置と考へる次第であります。この際、真の中小企業対策のため、特に昨年来金融引き締めの影響を受けた中小企業のために、公平な税率とその区分をなす必要があり

と痛感する次第であります。従つて、私も所得年五十万円までは三〇%に、二百万円までは三三%に、二百万円以上は四〇%にすることが適切であると考え、修正案を提出する次第であります。

なお特別法人につきましては、これと均衡をとり、それぞれ所要の修正をいたしました。

これによつて行われる減収は、おおむね十五億圓程度を推定するのであります。この財源については、別途租税特別措置法の改正によつて生ずる財源や、来年度見込まれる余裕財源によつて十分まかなわれると存じます。

何とぞ御審議の上、日本産業の上にも、格別な御配慮を下さいます、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、酒税法の一部を改正する法律案に対する修正案について、御説明いたします。

今回政府から提案されました酒税法の改正案では、諸般の事情からビールとビールとは、嗜好は違つておりますものの、ともに働く大衆の疲れをいやし、あすへの勤労のかたの一助になつてゐるものであります。酒とビールに甲乙をつけることは、不可解といわなければなりません。本委員会が昨年間接税を減税すべきであるとの決議をいたしました趣旨は、酒税においても、当然ビールを含んでおつたものであります。この際いろいろの政府側の事情は別といたしましても、酒と同様に減税をするのが当然と考へる次第であります。

修正案の内容は別紙の通りであります。要約しますれば、一割五分の減税を行い、より大衆的な飲料といたしますために、消費者価格百円を所期いたしておるものとさせていただきます。これによつて約十億圓の減収を一応は来年度の増収によつて収支相償うものとして考へておる次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○足慮委員長 次に、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案、昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度における国際整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び漁船再保険特別会計における特殊保険及び給付再保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案の三案を一括して議題といたします。

御質疑はありますか。——御質疑がないようですから、これにて質疑は終了することといたします。

なお三案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

採決いたします。三案を原案の通り可決することに御異議はありますか。

○足慮委員長 御異議なしと認めます。よつて、三案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なお、この際お諮りいたします。ただいま可決いたしました三法律案に対する委員会報告書の作成並びに提出等の手続につきましては、委員長に御一任願つておきたいと存じますが、御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足慮委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○足慮委員長 次に、去る二月二十七日付託に相なりました旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の特別規定に関する法律案を議題として、政府委員より提案理由の説明を聴取することといたします。大蔵政務次官坊秀男君。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

（特別措置法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定）

第一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）第六條第一項第一号の規定により改定された年金又は同法第七條の

二第一項の規定により支給される年金のうち、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するもの（以下この条において、それぞれ「退職年金」、「廃疾年金」又は「遺族年金」という。）で、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第三百三十三号。以下「昭和三十一年法律第三百三十三号」という。）第二條の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給（次の各号に掲げる年金については、当該各号に掲げる年金については、当該各号に掲げる仮定俸給。以下次條第一項において「昭和三十一年の仮定俸給」という。）が三万四千五百円以下のものであるときは、昭和三十一年七月分以後、当該仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 昭和三十一年法律第三百三十三号第二條第二項において準用する同法第一條第二項の規定により従前の年金額をもつて改定する年金額とした年金 同法第二條第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表の仮定俸給二 昭和三十一年法律第三百三十三号の適用を受けなかつた年金 昭和二十七年年度における給与の

改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第六十号）以下昭和二十八年法律第六十号」という。）
第三条の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給（同法第三条第四項において準用する同法第一条第三項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額としたもの）については、同法第三条第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表の仮定俸給。以下次条第一項において「昭和二十八年改定の仮定俸給」という。）

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少いときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

3 第一項の規定により年金額を改定された退職年金又は遺族年金を受ける者（遺族年金を受ける妻、子及び孫を除く。）については、その者が六十歳に達する月までは、改定年金額と従前の年金額との差額の支給を停止する。この場合において、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が六十歳に達する月をもつて、その二人以上の者が六十歳に達する月とみなす。

4 第一項中「昭和三十三年七月分以後」とあるのは、退職年金、廃疾年金又は遺族年金を受ける者

で、昭和三十三年十月一日において六十五歳に達しているものについては「昭和三十三年十月分以後」と、同日後昭和三十三年五月三十一日までの間に六十五歳に達したものについては「六十五歳に達した日の属する月の翌月分以後」として、同項の規定を適用するものとする。この場合において、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が六十五歳に達する月をもつて、その二人以上の者が六十五歳に達する月とみなす。

5 前項の規定により年金額を改定された年金については、昭和三十三年六月分までは、改定年金額と従前の年金額との差額の十分の五に相当する金額の支給を停止する。

（特別措置法による公務員傷病年金等の額の改定）

第二条 特別措置法第六條第一項第二号の規定により改定された年金のうち次の各号に掲げるもので、それぞれ昭和三十一年の仮定俸給又は昭和二十八年改定の仮定俸給が三万四千五百円以下であるものについては、第一号に掲げる年金にあつては昭和三十三年十月分以後、第二号に掲げる年金にあつては昭和三十三年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務による傷病を給付事由とする年金 昭和三十一年の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、それぞれ旧陸軍共済組合 特別措置法第

一条に規定する共済協会又は同法第二条に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に乘すべき月数については、同法第六條第三項の規定により改定された月数によるものとする。）により算定した額

二 公務による死亡を給付事由とする年金又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金 昭和二十八年改定の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、それぞれ前号に規定する旧陸軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に乘すべき月数については、公務による死亡を給付事由とする年金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給の区分に応じ同表の下欄に掲げるところに従い、その率を二箇月に乗じた月数によるものとし、公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金にあつては、同法第六條第三項の規定により改定された月数によるものとする。）により算定した額

2 次の各号に掲げる年金については、昭和二十八年法律第六十号第三条又は前項若しくは第五項において準用する前条第二項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十三年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

三十三年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 前項第一号に掲げる年金 別表第三に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては三万一千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれぞれ加算した額とする。）

二 前項第二号に掲げる年金のうち公務による死亡を給付事由とするもの 四万三千二百二十三円

三 前項第二号に掲げる年金のうち公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とするもの 二万五千八百七十四円

3 次の各号に掲げる年金については、第一項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十三年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 前項第二号に掲げる年金 五万一千円

二 前項第三号に掲げる年金 三万六千円

4 第二項第二号に掲げる年金を受ける権利を有する者に扶養遺族（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）第二十四條に規定する遺族（夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母にあつては、同法第二十五條第一項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、第二項第二号又は

前項第一号に掲げる金額に次に掲げる金額を加えた金額を当該各号に掲げる金額として、前二項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 五千円

二 扶養遺族が二人以上である場合 七千円

5 前条第二項、第四項及び第五項の規定は第一項第一号の規定による年金額の改定の場合について、同条第二項、第三項及び第五項の規定は第一項第二号の規定による年金額の改定の場合について、同条第三項の規定は第二項第二号若しくは第三号又は第三項の規定による年金額の改定の場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一項第二号の規定による年金額の改定の場合について準用する同条第五項中「前項」とあるのは、「第二項第一項第二号」と読み替へるものとする。

（国家公務員共済組合法による年金の額の改定）

第三条 昭和二十八年十二月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。以下同じ。）のうち次の各号に掲げるもので、それぞれ当該各号に規定する昭和二十八年法律第六十号別表の仮定俸給、年金額の算定の基準となつた俸給又は昭和三十一年の仮定俸給が三万四千五百円以下であるものについては、昭和三十三年七月

分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

- 一 昭和二十七年十月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（第三号に規定する年金を除く。）昭和二十八年法律第六十号第一条の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給（同法第一条第三項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同法第一条の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表の仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額
- 二 昭和二十七年十一月一日以後における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金、その年金額の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額
- 三 昭和三十一年法律第三十三号第一条の規定により改定された年金、その年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給（次に掲げる年金については、それぞれ次に掲げる仮定俸給以下次項において「昭和三十一年の仮定俸給」という。）に対応

する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

- イ 昭和三十一年法律第三十三号第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金、同法第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表の仮定俸給
- ロ 昭和三十一年法律第三十三号の適用を受けなかつた年金、昭和二十八年法律第六十号第二条の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給（同法第二条第二項において準用する同法第一条第三項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同法第二条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表の仮定俸給）
- 二 共済組合法第九十条の規定による年金のうち次の各号に掲げるもので、それぞれ昭和三十一年の仮定俸給又は昭和二十八年改定の仮定俸給が三万四千五百円以下であるものについては、第一号に掲げる年金にあつては昭和三十一年七月分以後、第二号に掲げる年金にあつては昭和三十三年十月分以後

後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

- 一 公務による傷病を給付事由とする年金、昭和三十一年の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法第九十条に規定する従前の法令の規定の例により算定した額
- 二 公務による死亡を給付事由とする年金又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金、昭和二十八年改定の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法第九十条に規定する従前の法令の規定の例（その算定の際俸給月額に乘すべき月数については、公務による死亡を給付事由とする年金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給の区分に応じ同表の下欄に掲げるところに従い、その率を二箇月に乗じた月数によるものとする。）により算定した額
- 三 第一条第二項から第五項までの規定は第一項の規定による年金額の改定の場合について、同法第二項、第四項及び第五項の規定は第二項第一号の規定による年金額の改定の場合について、同法第二項、第三項及び第五項の規定は第二項第二号の規定による年金額の改定の場合について、前条第二項から第四項まで並びに同法第五項中同法第二項及び第三項に係る部分の規定は前項各号に掲げる年金に

ついて、それぞれ準用する。この場合において、第二項第二号の規定による年金額の改定の場合について準用する第一項第五項中「前項」とあるのは「第三項第二項第二号」と、前条第二項中「昭和三十一年法律第三十三号第三項又は前項若しくは第五項において準用する前条第二項」とあるのは「前項又は第三項において準用する第一項第二項」と読み替へるものと

- （公共企業体の共済組合が支給する年金の額の改定）
- 第四条 前条の規定は、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第三条第一項に規定する共済組合が支給する年金のうち前条の規定の適用を受ける年金に相当するものについて準用する。
- （端数計算）
- 第五条 前条の規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。ただし、その端数を切り捨てた金額が改定前の年金額を下ることとなるときは、この限りでない。
- （費用の負担）
- 第六条 第三条の規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、共済組合法第八十六条第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合が支給する年金の額の改定により増加

する費用は、当該共済組合の組合員（同法第九十四条第一項各号に掲げる者を除く。）のうち国家公務員である者及び同法第六十九条第一項各号に掲げる費用を負担する地方公共団体の職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に応じて、国及び当該地方公共団体が負担するものとする。

- 2 第四条において準用する第三条の規定による年金額の改定により増加する費用は、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、昭和三十三年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の際、特別措置法の規定による年金のうち公務による傷病又は死亡を給付事由とするものを受ける権利を有する者で、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、この法律は、適用しない。
- 3 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。
- 第七條第一項中「又は昭和三十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第三十三号）第二條を」と、昭和三十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規

定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十三号）第一条又は旧令による共済

組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十

三年法律第 号）第一条若しくは第二条に改める。
4 昭和二十三年六月三十日以前に

給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を次のよ

うに改正する。
第一条第三項中「子」を「妻
子」に改める。

別表第一

昭和二十八年法律第百六十号別表若しくは昭和三十一年法律第百三十三号別表の仮定金額の算定の基準となつた修給

仮 定 俸 給

五、四〇〇円	五、九〇〇円
五、五五〇円	六、〇五〇円
五、七〇〇円	六、二〇〇円
五、八五〇円	六、四〇〇円
六、〇〇〇円	六、六〇〇円
六、二〇〇円	六、九〇〇円
六、四〇〇円	七、二〇〇円
六、六五〇円	七、五〇〇円
六、九〇〇円	七、八〇〇円
七、一五〇円	八、一〇〇円
七、四〇〇円	八、四〇〇円
七、六五〇円	八、七〇〇円
七、九〇〇円	九、〇〇〇円
八、一五〇円	九、三〇〇円
八、四〇〇円	九、六〇〇円
八、六五〇円	一〇、〇〇〇円
八、九五〇円	一〇、四〇〇円
九、二五〇円	一〇、八〇〇円
九、五五〇円	一一、二〇〇円
九、八五〇円	一一、六〇〇円
一〇、二五〇円	一二、一〇〇円

一〇、六五〇円	一一、六〇〇円
一一、一〇〇円	一二、一〇〇円
一一、五五〇円	一二、六〇〇円
一二、〇〇〇円	一三、一〇〇円
一二、四五〇円	一三、六〇〇円
一二、九〇〇円	一四、一〇〇円
一三、四〇〇円	一四、六〇〇円
一四、〇〇〇円	一五、一〇〇円
一四、六〇〇円	一五、六〇〇円
一五、二〇〇円	一六、一〇〇円
一五、八〇〇円	一六、六〇〇円
一六、四〇〇円	一七、一〇〇円
一七、〇〇〇円	一七、六〇〇円
一七、八〇〇円	一八、一〇〇円
一八、五〇〇円	一八、六〇〇円
一九、二〇〇円	一九、一〇〇円
一九、八〇〇円	一九、六〇〇円
二〇、〇〇〇円	二〇、一〇〇円
二〇、八〇〇円	二〇、六〇〇円
二一、六〇〇円	二一、一〇〇円
二二、四〇〇円	二一、六〇〇円
二三、三〇〇円	二二、一〇〇円
二四、二〇〇円	二二、六〇〇円
二五、一〇〇円	二三、一〇〇円
二六、二〇〇円	二三、六〇〇円
二七、二〇〇円	二四、一〇〇円
二八、二〇〇円	二四、六〇〇円
二九、二〇〇円	二五、一〇〇円
三〇、二〇〇円	二五、六〇〇円
三一、二〇〇円	二六、一〇〇円
三二、二〇〇円	二六、六〇〇円
三三、二〇〇円	二七、一〇〇円
三四、二〇〇円	二七、六〇〇円
三五、二〇〇円	二八、一〇〇円
三六、二〇〇円	二八、六〇〇円
三七、二〇〇円	二九、一〇〇円
三八、二〇〇円	二九、六〇〇円
三九、二〇〇円	三〇、一〇〇円
四〇、二〇〇円	三〇、六〇〇円
四一、二〇〇円	三一、一〇〇円
四二、二〇〇円	三一、六〇〇円
四三、二〇〇円	三二、一〇〇円
四四、二〇〇円	三二、六〇〇円
四五、二〇〇円	三三、一〇〇円
四六、二〇〇円	三三、六〇〇円
四七、二〇〇円	三四、一〇〇円
四八、二〇〇円	三四、六〇〇円
四九、二〇〇円	三五、一〇〇円
五〇、二〇〇円	三五、六〇〇円
五一、二〇〇円	三六、一〇〇円
五二、二〇〇円	三六、六〇〇円
五三、二〇〇円	三七、一〇〇円
五四、二〇〇円	三七、六〇〇円
五五、二〇〇円	三八、一〇〇円
五六、二〇〇円	三八、六〇〇円
五七、二〇〇円	三九、一〇〇円
五八、二〇〇円	三九、六〇〇円
五九、二〇〇円	四〇、一〇〇円
六〇、二〇〇円	四〇、六〇〇円
六一、二〇〇円	四一、一〇〇円
六二、二〇〇円	四一、六〇〇円
六三、二〇〇円	四二、一〇〇円
六四、二〇〇円	四二、六〇〇円
六五、二〇〇円	四三、一〇〇円
六六、二〇〇円	四三、六〇〇円
六七、二〇〇円	四四、一〇〇円
六八、二〇〇円	四四、六〇〇円
六九、二〇〇円	四五、一〇〇円
七〇、二〇〇円	四五、六〇〇円
七一、二〇〇円	四六、一〇〇円
七二、二〇〇円	四六、六〇〇円
七三、二〇〇円	四七、一〇〇円
七四、二〇〇円	四七、六〇〇円
七五、二〇〇円	四八、一〇〇円
七六、二〇〇円	四八、六〇〇円
七七、二〇〇円	四九、一〇〇円
七八、二〇〇円	四九、六〇〇円
七九、二〇〇円	五〇、一〇〇円
八〇、二〇〇円	五〇、六〇〇円
八一、二〇〇円	五一、一〇〇円
八二、二〇〇円	五一、六〇〇円
八三、二〇〇円	五二、一〇〇円
八四、二〇〇円	五二、六〇〇円
八五、二〇〇円	五三、一〇〇円
八六、二〇〇円	五三、六〇〇円
八七、二〇〇円	五四、一〇〇円
八八、二〇〇円	五四、六〇〇円
八九、二〇〇円	五五、一〇〇円
九〇、二〇〇円	五五、六〇〇円
九一、二〇〇円	五六、一〇〇円
九二、二〇〇円	五六、六〇〇円
九三、二〇〇円	五七、一〇〇円
九四、二〇〇円	五七、六〇〇円
九五、二〇〇円	五八、一〇〇円
九六、二〇〇円	五八、六〇〇円
九七、二〇〇円	五九、一〇〇円
九八、二〇〇円	五九、六〇〇円
九九、二〇〇円	六〇、一〇〇円
一〇〇、二〇〇円	六〇、六〇〇円

二七、三〇〇円	二八、九五〇円
二八、四〇〇円	二九、七七一円
二九、五〇〇円	三〇、八一七円
三〇、六〇〇円	三一、二五八円
三一、九〇〇円	三二、五八三円
三三、二〇〇円	三三、九〇〇円
三四、五〇〇円	三五、二二七円

備考

一年金額の算定の基準となつてゐる昭和二十八年法律第六十号別表若しくは昭和三十一年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第三条第一項第二号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給(以下「仮定俸給等」という。)が五、四〇〇円未満のときは、その仮定俸給等の一・〇九二倍に相当する金額(円位未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)をこの表の仮定俸給とする。

二 仮定俸給等のうち、五、四〇〇円をこえ、三四、五〇〇円に満たないもので、この表の上欄に掲げられていないものについては、その直近多額の仮定俸給等に対応するこの表の仮定俸給による。

別表第二

仮 定 俸 給	率
二四、四〇〇円をこえ三五、二二七円以下のもの	一九割。ただし、仮定俸給が二四、四〇〇円をこえ二五、〇〇〇円以下のものにあつては、二五、二〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。
二三、六〇〇円をこえ二四、四〇〇円以下のもの	一九割に二五、三〇〇円と仮定俸給との差額八〇〇円ごとに〇・五割を加えた割合。ただし、仮定俸給が二三、六〇〇円をこえ二四、二〇〇円以下のものにあつては、二四、三〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。
一一、六〇〇円をこえ二三、六〇〇円以下のもの	二〇割。ただし、仮定俸給が一一、六〇〇円をこえ一二、七〇〇円以下のものにあつては、一二、八〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。
	二〇・五割。ただし、仮定俸給が一一、二

一一、二〇〇円をこえ一二、六〇〇円以下のもの	〇〇円をこえ一一、四〇〇円以下のものにあつては、一一、五〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。
九、三〇〇円をこえ一一、二〇〇円以下のもの	二〇・五割に一一、六〇〇円と仮定俸給との差額四〇〇円ごとに〇・五割を加えた割合。ただし、仮定俸給が九、五〇〇円をこえ九、七〇〇円以下のものにあつては九、八〇〇円を、一〇、〇〇〇円をこえ一〇、二〇〇円以下のものにあつては一〇、三〇〇円を、一〇、八〇〇円をこえ一一、〇〇〇円以下のものにあつては一一、二〇〇円を、それぞれ仮定俸給とみなして、この割合による。
九、〇〇〇円をこえ九、三〇〇円以下のもの	二三・五割
八、七〇〇円をこえ九、〇〇〇円以下のもの	二四割。ただし、仮定俸給が八、七〇〇円をこえ八、八〇〇円以下のものにあつては、八、九〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。
八、四〇〇円をこえ八、七〇〇円以下のもの	二四・五割
七、五〇〇円をこえ八、四〇〇円以下のもの	二四・五割に八、七〇〇円と仮定俸給との差額三〇〇円ごとに〇・五割を加えた割合。ただし、仮定俸給が七、八〇〇円をこえ七、九五〇円以下のものにあつては八、〇〇〇円を、八、一〇〇円をこえ八、二〇〇円以下のものにあつては八、三〇〇円を、それぞれ仮定俸給とみなしてこの割合による。
七、二〇〇円をこえ七、五〇〇円以下のもの	二六・五割。ただし、仮定俸給が七、二〇〇円をこえ七、三〇〇円以下のものにあつては、七、三五〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。
七、二〇〇円以下のもの	二七割

別表第三

障害の等級	年	金額
一級		一七二、〇〇〇円
二級		一三九、〇〇〇円
三級		一一一、〇〇〇円
四級		七七、〇〇〇円
五級		四三、〇〇〇円
六級		三一、〇〇〇円

備考

一 障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十九号）別表第二に基いて大蔵大臣が定めたとによる。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害でそれぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「七七、〇〇〇円」とあるのは「九四、〇〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

理由

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の支給の事情にかえり、その額を恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正の内容に準じて改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○坊政府委員 ただいま議題となりまして、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、まず旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定により現に支給されております年金を、このたび別途、本国会に提案いたしました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて、改定いたそうとするものであります。

その内容を簡単に申し上げますと、第一に、退職年金、遺族年金等につき

ましては、その額を恩給法による同種の恩給の改定措置に準じて改定いたすこととしております。

第二に、公務に基く傷病及び死亡を給付事由とする年金につきましては、恩給法による同種の恩給の改定措置等を考慮して、従前の最低保障額を引き上げることとしております。

第三に、以上の年金額改定のほか、若年者に対する繰り上げ改定その他につきましても、所要の措置を講ずることとしております。

次に国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の規定により現に支給されております年金につきましても、以上申し上げた旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の改定に準じて所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由とその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○足庫委員長 次に食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案及び食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰り入れ金に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。石村英雄君。

○石村委員 まず食糧の特別会計に資金を設けようという法律案についてお尋ねしますが、この資金というものは、結局食糧管理特別会計の運営の健全化に資するため、こう提案理由にあるわけですか。つまり、これは三条に損益の処理という点がありまして、利益があつたときには資金に繰り入れる、損失があつたときには、その額を限度として資金を減額する、こういうことがあるわけですが、従つて、この資金というものは、食糧においていろいろ運用するということではなしに、ただ繰り入れて、食糧会計に利益が出たらその資金につけ加える、損が出たら、それを減額するという役割だけを果す資金であるかどうか。つまりそういう決算が済むまでは、その資金というものは、そのまま資金運用部にでも預けておくものであるかどうかという点をお尋ね

します。

○小野説明員 お答えいたします。この資金は、運搬資金を食糧会計に与えるものでございまして、これは繰入に入りまして、食糧の買入れ代金の財源になるものでございます。従いまして、これは損益の処理そのものを目的とするものではないのでございまして、経理の当然の取扱いの結果として、繰り出し、繰り出た場合におきまして、それをくずして処理することができ、こういう考え方でございまして、あくまでもこれは食糧特別会計に對しまして、運搬資金を与えるものでございまして。

○石村委員 そうすると、食糧特別会計の繰入のところに資金という文句がありますか。

○小野説明員 これは、食糧特別会計法の一部を改正する法律案の第六条ノ五でございまして、「調整勘定ニ於テハ一般会計ヨリノ受入金」という項目がございまして。

○石村委員 私が聞いておるのは、四月から行われるところの一部を改正する法律案以前の、現在の食糧会計法と、この資金の設置及びこれに充てる

ための一般会計から繰入金に関する法律案との関係を聞いておる。この法律は、おそらく食糧特別会計法の一部を改正する法律案に先行する法律であると思う。従つて、この資金設置の法律案が通つたときには、まだ以前の食糧特別会計法がそのまま残つておるはずだ。その間における資金というものは何にするのか。食糧会計法に改めて、そうして調整勘定だ何だというものを作つてから後のことを今聞いておるのではないわけですか。その前に、おのづから資金というものは、どういふことにするの、果して運搬資金であるかどうか、どうも運搬資金じゃないやうに思われるがという趣旨でお尋ねしておるわけなんです。

○小野説明員 失礼申し上げます。昭和三十一年年度の補正で食糧会計に入れますところの百五十億、これも運搬資金を供給するものでございまして、そうして、この食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に関する法律案の第一条に「次条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもって資金とする。」このように書いて

でございます。従いまして、二条の規定で入れたところの百五十億というものは、当然食糧特別会計の歳入になりまして、それが食糧の買入れ代金の財源として使用されるわけでございます。

○石村委員 そうすると、つまり百五十億円というものは、一応食糧特別会計に一般会計からの繰入金である。繰入金であるから、これは歳入として処理される。ところがその繰り入れた金に相当する金額を資金として置いておくのだ。置くといっても、使っているわけですが、資金という科目にして金額を書きしておく、こういう御趣旨なんですか。

○小熊説明員 さようでございます。

○石村委員 ところが二条には「前条に規定する資金に充てるため、運搬資金にするために百五十億を入れた」と書いてあるわけではなくて、資金に充てるために百五十億円を入れる、何もほかに使うという趣旨のことが二条にならないうえです。前条に規定する、つまり第一条の資金に充てるために百五十億円を入れる、こうはつきり書いてあるわけですが、その資金に充てる繰入金と、同時に運搬資金にも充てるというの、二条からどういうわけが、これが生まれてきますか。

○小熊説明員 第二条の書き方でございますが、かりにこれが損失補てんのための繰入金でありますならば、第二条に、損失を埋めるために繰り入れる、こう書くのが普通でございますが、これは、資金に充てるために繰り入れるわけでありまして、資金を私が先ほどから運搬資金と申し上げておりますのは、実態をつかまえて申し上げたわけでございます。

でございます。これは、一つの資金でありますので、その損失を埋めるためではない、資本金に充てるために百五十億が繰り入れられるということ、第二条ではつきりいたしたわけでございます。

○石村委員 どうも、そこがわれわれには合点がいかないのです。資金というものはこういうものに使うのだ、たとえば外為特別会計の資金、あるいは産業投資金というものは、それぞれ何に運用するとか何とか、資金の用途というものがつきり書いてある。それに充てるために資金を置いて、それに充当するということが書いてある。ところが、この法律にはそんなことは全然ない。従来のものと特別会計法にはもちろんないわけですが、そうして、ただ資金に充てるために百五十億を入れたと書いてある。そうしてその資金は何に使うということは、ただ二条で、損失があつたときは、これを取りくずすといふだけである。資金の運用と書いてあるだけである。資金の運用とかなんとかという事項は、一言もないわけなんです。それが、どういうわけで運用されるわけですか。ただ資金を置くのだ、普通の場合には、それを運用するといふことが当然あるわけですが、それが常識だろうと思うのです。それがないわけですか。ただ資金を置く、そうして、損失があつたときは、これは取りくずす、こう書いてあるわけですが、これでは、いかにも運搬資金ではないように考えられる。運搬資金なら運搬するといふことが法律上書いてある。ほかの特別会計や何か見ると書いてあるわけですが、これだけはなげ書かずにそういうことをなさつたか、お尋ねいたします。

○小熊説明員 ただいま先生のおっしゃるの、もっともでございますが、従来特別会計法においてはつきり目的を示してある。たとえば外為資金のように、売買に運用するとか、そういうことが書いてあるものもございしますが、そういう書き方は、主として歳入歳出外の場合に比較的多いのでございまして、特別会計に資本金を置くような場合でも、資金を置く、そうして資金は、一般会計からの繰入金をもつて充てる、こう書きつばなしにしておきまして、実は歳入歳出の区分のところ、書きまして、歳出の方に見合いとして、たとえば何々の購入代金は歳出であるといふような書き方で従来やつておる例があるわけでございます。その辺のところは、従来の特別会計法の書き方になつただけでございまして、別段それに他意があるわけではございません。

○石村委員 そうすると、もっとわかりやすいように書いてもらいたいと思うのです。なるほど一般会計から百五十億を入れると書いてある。そうして食糧特別会計の第六条には、一般会計より繰入金金は歳入になると書いてある。ところがこの第二条には、はつきりと「資金に充てるため」と書いてあるのではありませんか。その繰入金の用途が、資金といふものに限定されておるわけなんです。ただ単に一般会計から食糧特別会計に金を入れるといふのではなくて、資金に充てるために入れると書いてある。普通の場合とちよつと違ふと思ひます。もしそのようになさるお考えならば、資金を運搬資金に使うとか、なんとかといふ事項をお入れになる方がわかりよくてよいと思ひます。

わがわが資金に充てるためにと書いておいて、そうしてそれをこつそり運搬資金にするといふことは、どうもおかしいように思ひます。

○小熊説明員 先ほど申し上げました点を補足して申し上げますが、ここで資金と申します場合には、これがぐるぐる回転する資金である。この特別会計の活動は、すべて食糧の買入れ、売り渡しというふうな資金がぐるぐる回つておるわけでありまして、それがすべて歳入歳出という形で経理されるわけでありまして、この百五十億の繰り入れは、赤字を埋めるものではなく、そういうふうな回転していくところの資金に充てるために百五十億を入れるのだといふことは、少くともこの条文だけでわかるわけでございます。もちろん先生のっしゃいますように、もつとはつきりした書き方がないわけではないと思ひますが、一応従来の慣例に従ひまして、単に差益の補給とか赤字を埋めるためとかいふ目的ではないといふことを、第二条で明らかにいたしておるわけでありまして。

○石村委員 資金といふものは、運用するのが当然だといふことはわかりませんが、法律的に、これをなげはつきり書かないのかといふことです。あなたはこの法律で運用するといふことはわかるとおっしゃるのですが、この三条の法律の中のどの条項によつて運用するといふことがわかるわけですか。二条の一般会計から繰り入れるといふので、それがわかるのですか。それならば、なぜ一般会計から繰り入れると

いふところに、資金に充てるためとわざわざ書いておくのか。一般会計から繰り入れておいて、そうして繰り入れたその金の相当額を資金とするというならば、あなたの御説明通りの解釈にならないわけでもないと思ひますが、もつとはつきり書いた方がよいといえどもそれまでですが、資金に充てるために百五十億を一般会計から繰り入れる、そうして資金は運用するとも何とも書いてない。普通は運用されるのが当然でありまして、何も法律に明記してないから、運用しなくてもよい、余裕金として預けておいてもよい、こういう扱いをなさるかもしれないという疑問が起つてくるのは、むしろ当然ではないでしょうか。

○小熊説明員 この食糧特別会計におきましては、食糧の売買といふことを歳入歳出で経理したおる関係上この一般会計から百五十億を入れることによりまして、当然それは歳入になる。しかも、それは損失を埋めるためのものでなく、それは回転するものである。運用されるものであるといふ意味合いにおきまして、資金に充てるという目的は明らかにしておるわけでありまして、別に他意はないわけでありまして、もし、もつと近代的な書き方をするのが妥当であるといふことであれば、将来研究したいと思ひますが、従来も特別会計法におきましては、こういう書き方の例があるわけでありまして、それにのつただけでございます。

○石村委員 それでは、そういう御解釈で了解いたしますが、希望として申し上げますことは、今後こういう場合には、はつきり書いていただきたい。そ

いうところに、資金に充てるためとわざわざ書いておくのか。一般会計から繰り入れておいて、そうして繰り入れたその金の相当額を資金とするというならば、あなたの御説明通りの解釈にならないわけでもないと思ひますが、もつとはつきり書いた方がよいといえどもそれまでですが、資金に充てるために百五十億を一般会計から繰り入れる、そうして資金は運用するとも何とも書いてない。普通は運用されるのが当然でありまして、何も法律に明記してないから、運用しなくてもよい、余裕金として預けておいてもよい、こういう扱いをなさるかもしれないという疑問が起つてくるのは、むしろ当然ではないでしょうか。

うでない、資金を置いたからといって、何も使わなければならぬというものでないかもしれない。ただ資金を置いておく、そして、欠損のときそれを取り出すということだけに使うということも、考え得ることなんです。常識は資金をわざわざ置くのだから、それは運転資金に使うのは当然だと言われればそれまでですが、法律でやましくいろいろ規定をするあなた方は、国民に含めるようにどうか書いていただきたいと思ひます。

次にお尋ねいたしますが、この資金は、調整資金に今度はなるわけなんです。

○小龍説明員 これが、三十三年度から調整資金になるわけでございます。

○石村委員 この調整資金が、今のような、資金というものは必ず運転されるものだという解釈になれば、それまでもかもしませんが、調整資金というのは何かというと、六条の五の第一項の「一般会計ヨリ受入金」に相当する金額、つまり調整勘定に一般会計から金を受け入れたもの、これが資金になっていく。調整勘定に一般会計から繰り入れるという場合には、それは、調整勘定が他の勘定への繰入金として、他の勘定の経費の財源として出すための資金である、こう理解していいわけですか。

○小龍説明員 第六条の五に「調整勘定ニ於テハ一般会計ヨリ受入金」とございしますが、その次の二項に「前項ノ一般会計ヨリ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ調整資金ニ充ツルヲ為一般會計ヨリ之ヲ繰入ルモノトス」ということで、この一般会計よりの受入金は、資金に充てるためのものであると

いうことが明らかにっております。それからただいま先生のおっしゃいましたように、この調整資金は、他の勘定への繰入金の一部といたしまして調整勘定の歳出にいたします、こういうことになるわけでありませう。

○石村委員 一般会計から調整勘定に繰り入れる場合に、調整勘定が他の勘定の経費の財源として足りないという場合には、調整勘定にすでにある手元の調整資金を、他の勘定の経費の財源として他の勘定へ繰り入れるわけですが、それが不足する場合には、一般会計から受入金が行われる、こう理解していいわけですか。

○小龍説明員 調整勘定に一般会計から繰り入れましたところの金は、調整勘定の歳入になります。そうして、それに見合う相当額が、資金といたしまして貸借対照表上の負債科目に資金として立つわけでありませうが、これが、他の勘定の財源の不足に充てられ、食糧証券等、その他の一般の財源とあわせて、他の勘定の資金操作に一体となつて使われるわけでございます。従ひまして、一般会計から入れました金は、場合によつては他の勘定の財源となりまして、歳出としてそれが物に變つたり、あるいは金に變つたりするやうな運用をいたすわけでありませう。

○石村委員 もちろん調整勘定から他の勘定に繰り入れる金は、食糧証券、あるいは借入金、そういうものでまかなわれるのが原則でありませうが、また一部その調整資金に当る金額によつてまかなわれるわけであるわけなんでしょう。

○小龍説明員 先ほど申しましたのは、一般会計から入れました資金に相

当する金、それから他の食糧証券、これは一体になります。これは、一応自己資本でございませうから、まずこれを資金繰りに使うということは当然でございますが、現在の食糧の経理の状況といたしましては、食糧証券を發行せざるを得ませんから、それを財源といたしまして、一括して食糧関係の勘定の財源不足を補うようになっておるわけでございます。この調整資金に充てるために入れました金がつておかれるというわけではございませう、むしろそれが優先的に使われる、そうして食糧の経理の健全性にある程度資する。それで、考え方としては、足りない分が債券でまかなわれる。しかし、現在の債券の發行高は、相当な額でございませうので、それは、いわば同時的に一体的に行われると言つても差しつかえないわけでありませう。いずれにしても、調整資金に充てるために、一般会計から入られた金が最後に使われるとか、そういうことではございませうから、これはまず先に使われると觀念的には言えると思ひます。

○石村委員 そこで、たとえばこの食糧に赤字がたふさん出てきた、それで、もちろん調整資金はなくなつてしまふという事態が生まれるということも、一応予想されるわけですね。もちろん運轉資金としては、食糧証券を發行してそれでまかなう、あるいは借入金をもつてまかなうとかいうことが大いに行われるのでありませうが、しかし、食糧会計に赤字が累積して大きくなつたという場合、正常な運轉資金だけでないに、赤字によつて起つたわけいな必要とする資金、そのためには、

やはり一般会計から金を繰り入れて補うという方が、この食糧会計の健全化のためには必要ではないか。そういうことが行われるというのを、まず予想しなければならぬと思ひますが、その点いかがですか。

○小龍説明員 先ほど申し上げましたように、一般会計からの受入金と申しますのは、予算の定めるところにより、調整資金に充てるため一般会計よりこれを繰り入れるものと書いてございませう。従ひまして、各年度の食糧の状況によりまして、あるいは一般会計の財政事情によりまして、予算で具体的にきめまして繰り入れていく。その限りにおきましては、第六条の五の第二項の規定によりまして、予算で金額をきめますれば、できるわけでございます。

○石村委員 食糧庁長官にお尋ねいたしますが、食糧会計で問題になつてくるのは――調整勘定を置くとか、あるいは業務勘定を置くとか、安定勘定を置く、食糧勘定を置くというやり方は、おそれなくだれも反対はないと思ひます。今までのどんぶり勘定でわけがわからぬというのが、幾らかでもこれでわかつてくるのじゃないかといつて、むしろ賛成であらうと思ひますが、やはり昨日神田君も心配しておりましたように、われわれが問題とするのは、今法課長から御説明になつたやうに、赤字が累積した場合に、一般会計から果して繰入金をして補ひをつける確固たる方針があるのかないのか。こういう勘定を分けることによつて経理は明らかにする。経理は明らかにするが、それで赤字が出るのだから、米の値段をどうするとか、消費者米価を上

げるとか、あるいは何とかという方向にこの改正が使われるのじゃないか、どうも受入金なんというものはあんまりやめ方針じゃないかというようにとられて、懸念されておるわけなんです。その点に対する食糧庁長官の確信のある御答を願ひたい。

○小倉政府委員 特別会計に損益が出ることが予想され、ないし出た、こういうことで、食糧管理のやり方についてどういう考えをいたさなければならぬかという点については、今回の経理区分に關する制度の改正、これをやるにやめるとはかわらず、当然考慮しなければならぬことではございませう。これまでも若干は考慮してきたわけでございますから、その点について、特に今回の改正が従来のやり方を変えるというところはございませう。ただ申し上げられますことは、従来損益が出ることを予想し、あるいは出た結果、価格あるいは中間経費その他について何とか再検討しなくちゃならぬ、こういった段階におきまして、経理区分はしてはなかつた關係上、そこにいろいろ混迷を來たしておる。いろいろ御理解願ひ点が非常に困難である。たとえば穀物は相当在庫になつておる。その金利、倉敷でも年々数億の損をする。その損までも米の価格にかぶさつてくるのではないか、こういったやうなおそれがあつたわけでありませう。どんぶり勘定でございませうが、当然そういうことはあり得るわけでございますが、経理上のやり方として、その辺のことは、見込みでもまた決算の上でも、實際問題として、ある程度の区分はこれまでもいたしておつたわけでございますが、何分制度上の

制約でもってそういう経理をしなければならぬということではなかったものでありますから、いろいろそこに疑念があった。今回は、そういう疑念がなくなるとは言えるのではないかと思いますが、損益を問題にする場合、どこから損益が生じたのか、またその損益をどう処理するかということについての経理上の基礎を明らかにすることについて、従来よりは改善されるということになります。ただその出た損なり益について、果してそれを食糧管理の全体の方々にどう反映させるかということの実態は、この年度の改正においては何ら触れていないわけでございます。それは別にどうすべきかということ、おのずからあるわけでございますし、あるいは、要すればその点についていろいろ御意見を聞かせ願うということでもなからうかと思ひます。

ただもう一つ違ふ点は、今お話が出ておりましたように、今回は資金として百五十億が入つておるわけでございます。資金がないこれまでのやり方と比較いたしますれば、特別会計の運営全体としては、若干でも健全化されておる、こういうことであります。で、今後の運営は、従来よりは多少の弾力性を与えられておるといふことで、むしろ改善をされておるといふふうに考へるのであります。

○石村委員 もちろん明らかに、赤字が出たから消費者米価を上げなければならぬということはないだろう、また上げなくちゃいかぬということも、場合によってはないだろうし、まあいろいろ使われるように思うのですが、こういうもろ刃の剣のようなもので

のでできるわけですから、一つ慎重にお願いしたいと思ひます。ただ事務的なことをお尋ねしますが、この調整資金はある限り、落されて、あとは損失として残される。損失が特別調整資金よりもオーバーした場合、差額は損失として残ることになると思ひますが、従来の食糧会計法では、昨日も神田君も言ったように、附則のあれによつて、赤字が出たときには一般会計から繰入れるということがはつきりあつたわけですが、今度はこれがないわけですから、従つてそういう欠損になつて、調整資金を取りくずしてもまだ赤字が残るといふ場合に繰り入れるというときには、予算の措置はもちろん必要ですが、同時に繰り入れの法律を必要とするわけですか。

○佐藤(一)政府委員 おっしゃる通りでございます。

○石村委員 この調整資金は、結局六条の五の受入金と調整勘定における利益だけで調整資金を作るわけですから、損失を補てんするため、一般会計よりこれを繰り入れるという六条の二の関係ですね、これとはどんな関係になつてゐるのですか。

○佐藤(一)政府委員 実は、同じ食糧管理特別会計の中に含まれておりますが、農産物等安定勘定というのは、いわゆる他の食糧関係の勘定と少し性質が違ふという考え方に立つております。従ひまして、他の食糧勘定におきまして、この勘定というものは、調整勘定によつて最後に調整されました後におきまして、その結果として損失が出た場合にどうするか、これは、今までお話のございました資金を取りくずして、これを減額整理することもでき

ますし、それからまた今お話のありましたように、単独の法律によりまして、この損失を繰り入れる方法もできる。いずれかその一つの方法でなければならぬということではなくて、幅の広い考え方に立つておるわけでありまして、それから前の方の農産物安定勘定でございます、これにつきましては、第六条の二の第二項にございますように、損失を補てんするために、一般会計から直ちにこの勘定に繰り入れる、こういう立て方でございます。

○石村委員 そうすると、農産物安定勘定に赤字が出たときには、これは直ちに一般会計から繰り入れる、調整勘定の方を整理した全体の赤字の場合にはどうせられるか、それはわからぬ、こういうことになるわけですか。

○佐藤(一)政府委員 どうするかわからぬと申しますか、そのときの情勢で、その方法の一つではないわけでございます。調整資金そのものの補てんという場合も考えられると思ひます。それから単行法によりまして、損失を繰り入れるという場合も考えられると思ひます。

○石村委員 その二つ以外にまだ何か方法がありますか。

○佐藤(一)政府委員 これは、特別にまだ規定してございせんが、政令によつて手続的に規定できる場合としまして、例の損失を繰り越して処理するというもの、一時的に考えられぬ、多々ではないと思ひます。まあしかし、多くの場合におきましては、少額の損失であれば、また一時的な手続も可能でございまして、金額が大きなものになりました場合には、そのいずれかになるかと思ひます。

○石村委員 それから八条の二の末尾にある「損益計算上ノ利益又ハ損失ハ政令ノ定ムル所ニ依リ」こうあるのですが、この政令は、どういふ形の政令をお考えになっておられますか。

○小倉政府委員 お答えいたします。業務勘定は、各種の固定資産等を持っておりまして、この減価償却は、実はまだ会計が未発達と申しますと、諸弊がおりますが、毎年の減価償却というものを実はまだやっております。従つて、これは数年間に一度の再評価をやるといふ場合がございまして、その際に評価損が出る、あるいは毎年陳腐化したしまして、除却損が出る。そういうようなものが出ました際に、これをいかに損益の形に表わすかという問題があるわけでありまして、数年間に一回出た損等を直ちに調整勘定の方に移して、食糧会計全体の赤字を出すということ、は、適當でないで、それをならした形において調整勘定に移す、こういうようなことを実は考へておるのです。

○石野委員 ただいまの件に関連して、先ほど食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に関する法律案の第三条の、利益が出た場合は資金に組み入れて、それから損失が出た場合には「損失の額を限度として当該資金を減額し」といふその減額の件でございまして、資金のうち、どの程度の損失が出た場合に、これをこの条項によつて減額しようと考えておりますか。資金一ぱい一ぱいの損失が出てもそれで減額するといふような考え方はあるのか、大体その辺の常識的な、あなたの考え方はどういふ程度の額になるわけですか。

○小倉政府委員 どの程度の損の場合に減額していくかどうかという問題でありますが、これは、具体的に金額として申し上げることはなかなかむずかしいと思ひます。大体において申しましたれば、資金の枠内では十分はまる、それをくずしてやるのが適當であるといふ程度の金額の場合は、調整勘定の資金をくずして整理する、こういうことにならうかと思ひます。

○石野委員 限度の点は、ここで額としては明示しにくい問題だと思ひます。しかし、資金として繰り入れてあるその資金が、目一ぱい損失だといふ場合に減額する、第三條のこの条項で減額すれば、資金はゼロになつてしまふわけですから、そういうときには、当然やはり一般会計からの措置をしなくてはならない。繰り入れ措置をしなれば、特別会計の資金運用ができなくなるだらうと想像されます。従つて、この条項の規定といふものは、常識的に考へて、この第三條を適用する場合の減額規定といふものは、ある程度のやほりめどがないと、この法案自体が無意味になつてしまふ場合が出てくるのではなからうか、こういうふうな考へるのでも聞かれますが、大体あなたの方が、調整上の常識としてどの程度のところまでという目安があれば、——もちろん政令では、そういうことはきめるのだと思ひますが、その政令で定める目安はどういうところに置いておるのかといふことを、大体一つ聞かしていただきたいと思ひます。

○小倉政府委員 この第三條によりましてさしあたり考へておりますのは、もうすでに御説明があつたかと思ひますが、三十二年度に見込まれます損、

これはただいまの予算の上では、九十六億程度に見込んでおりますが、この程度のものでございましては、百五十億を取りくずすというところで考えておりますし、またそういうことで予算の審議をお願いしておいたわけでござい

ます。もちろん九十六億も、若干増減があると思いますが、多少の増減がございまして、百五十億の資金を取りくずすというところで、処理して参るつもりでございまして、それから三十三年度以降の問題になりますと、かりに九十六億を取りくずせば、あと五十四億程度になります。来年度、三十三年度

損益の見込み、これは、今のよう前提のもとで見込んでおりますのが四十三億でございまして、一方五十億の資金がかりに残るといたしますれば、その場合にどうするかというものが、当面次の問題だと思ひます。この場合につきましましては、かりに四十億程度で三十三年度の赤字が大体きまる、こ

うような仮定を置きますれば、一つの方法としては、資金をくずすという方法もあるかと思ひます。しかし、そうすれば資金はほとんどなくなつてしまふ。残りは十億前後になつてしまふ、こういうことになりまふので、

それでは当初資金を置いたという趣旨がほとんど減却されるのではないかと、いうことも他方考慮しなければなら

なるか、これは来年度の実際上の損失がどの程度出るかということに関連して考えたい、こう存じておるわけであり

ます。またそういうことで予算の審議をお願いしておいたわけでござい

ます。もちろん九十六億も、若干増減があると思いますが、多少の増減がございまして、百五十億の資金を取りくずすというところで、処理して参るつもりでございまして、それから三十三年度以降の問題になりますと、かりに九十六億を取りくずせば、あと五十四億程度になります。来年度、三十三年度

損益の見込み、これは、今のよう前提のもとで見込んでおりますのが四十三億でございまして、一方五十億の資金がかりに残るといたしますれば、その場合にどうするかというものが、当面次の問題だと思ひます。この場合につきましましては、かりに四十億程度で三十三年度の赤字が大体きまる、こ

うような仮定を置きますれば、一つの方法としては、資金をくずすという方法もあるかと思ひます。しかし、そうすれば資金はほとんどなくなつてしまふ。残りは十億前後になつてしまふ、こういうことになりまふので、

る赤字、これを最小限度の目安としておるわけでございまして、それ以上幾ら要るかということになりますと、これは、ちよつといわば切りがないよう

なことになるわけで、財政上どの程度のものが特別会計のために、割愛し得るか、こういうことがめどになること

ろではないかと思ひます。なお特別会計といたしまして別途の考え方で、資本がどの程度要るかという目安が全然ないでございせん。たとえば在庫量について、年間の在庫量の一番少

うなときを見て、その在庫量の何割というふうなものを自己資本でまかなうのが適当であらうというふうな考

え方もできないことではないと思ひます。今回答をお願いいたしました趣旨は、赤字をそのまま掲げておくことは、特別会計としても不健全であり、また赤字が赤字を生むというふうな要因にもな

りますので、最小限度の目安として、当然予想せられる赤字と見合うような資金を置くということ、そこへめどを置いた次第であります。

○石野委員 長官は、そういうような場合のことを予想して、今後資金量が――一応赤字を目当てにしてこの法案が出ておりますから、相当減額されることは事実でございまして、従つて、今後この特別会計法の運営が常時円滑にいくための資金量としては、今

後それを充てるための一般会計からの繰り入れということ、なるべくまかなつていくという考え方で、おるのか、それとも、何か別途な借入金とか何かを借りて、特別会計法自体が行なつて、それに充つていこうというふう

に考えておられるのか、そういう点について、長官としての考え方を、この法案を作るに当つて一つお示し願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 私といたしましては、ただいま申しましたように、特別会計の運営ができるだけ健全であるというものが、食糧管理を運営する場合にも一つの大きなことになると思ひますので、必要最小限度の資本は自分の調達していくといひますか、一般会計から繰り入れていくというのが、ぜひ願ひしいことではないかと思ひます。

ただ百五十億は、年々のいろいろな操作によつて相当増減いたすでござい

しょうが、その程度のものであれば、できるだけ堅持していきたい、こういうふうなつもりでおるわけでありまして、

○足鹿委員 長官、ちよつと長官に私からお尋ねしておきますが、第六条ノ五において「調整勘定ニ於テハ一般会計ヨリノ受入金」と規定して、その末尾で「前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ調整資金ニ充ツル為一般会計ヨリノ繰入金ルモノトス」とあるわけですが、この際一般会計からの繰入金というものは、食糧管理勘定も、農産物安定等の勘定の欠損の場合、すべてを含んでおるわけですか、どうですか。

○小倉政府委員 三十三年度の見込み、これは予算上のあれですが、百十四億になつております。

○石村委員 そうすると、ただいま長官から資本金のことのお話があったのですが、今度の百五十億は、実質的には赤字補てんにすぎない。冒頭の法規課長の説明では、運転資金だということだったので、百五十億では、実際は運転資金ではなくて、赤字を埋めるための資金にすぎぬ、こういうことになつて――それは赤字を埋める金を

回したって、運転資金が幾らかふえたという事にはなるかもしれないが、本質的には運転資金ではあるまい、こういうことになると思う。現在一般の事業なんかでも、増資をしとか、資本金が少いか、そのほかからの借り入れが多いとかいって、大蔵省もしきりにしかっておられると思うが、自分のところでおやりになる食費特別会計の資本金を千億くらい入れたって、一般の事業会社の例から見ると、決して多い資本金にはならないと思うのです。三千億から金を借りておられるわけだ。長官は、もつと本気になって資本金をふやすために努力せられる御意思はないのか。

○小倉政府委員 これは、むろん資本金がたぐさんあれば、それに越したことはないようなわけでありましてけれども、特別会計の運用といたしましては、食糧証券、これは資金調達の大宗であります。同時に他方国庫余剰金を借り入れることができるという制度がありまして、最近では相当多額のものが、お話にありましたような、一千億程度のものが借りられておられるような実情もございます。これは無利子でありますので、特別会計の負担の關係においては、ちやうど自己資本と同じような役割を果しておられるわけでありまして、もちろん国庫金でありますから、恒常的に相当多額のものの特例会計が受け入れることができるという制度上の保証はございせんけれども、しかし、そういう実態はございまして、そういう点も考えながら、必要な最小限度の資本の充実に努めたい、かように存じておられるわけでありまして。

○石村委員 一千億くらい金利のつかぬ金を借りておられるというように御説明になったように聞いたのですが、それは何ですか。

○小倉政府委員 国庫余剰金でございます。

○石村委員 それは、貸借対照表にはどこに現われておりますか。

○小倉政府委員 これは、国庫金の借り入れでありますので、年度の途中のことでございまして、年度末には返さなくてはならぬ、また年度の初めに借りるということでありまして、貸借対照表は、年度末の姿を示しておられるわけでありまして、従いまして、債券の発行高も、年度の全体の発行高でございまして、年度末の債券の発行高が貸借対照表上示されておられる、こういうことになっておられるわけでありまして。

○石村委員 返されるときには、食糧証券を発行して、その金でお返しになる、こういうことになるわけですね。

○小倉政府委員 従って食糧証券の二千七百四十億という三十二年度末の見込み数字というものは、もちろん食糧証券も年間異同がずいぶんあると思うのですが、二千七百四十億は、一千億返した結果ふえておられるというように理解していいわけですか。

○小倉政府委員 さようでございまして。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○足鹿委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

なお参考人の人選並びに出席の日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

この際暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後二時二十五分開議

○足鹿委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。

○奥村委員 私は、昨日もちよつと申し上げましたように、貯蓄減税というもののは日本では初めての制度であります。

〔委員長退席、大平委員長代理着席〕

世界でもほとんど例のない制度をとるということについては、これが日本の金融行政と申しますか、金融秩序に及ぼす影響というものは、はかり知れないものがありますから、その際に金融行政のあり方を一べんよく検討してみたい、こういうことでお尋ねしておるのであります。きのうの御質問、御答弁などの中にも、あるいはその後いろいろ調べてみると、そういう観点から金融行政のあり方を検討してみますと、実は私は、非常に日本の金融行政というものが、外国の先進国と比べるとどうもルーズなと申しますか、縮りがないと申しますか、一貫した金融秩序を守っていないという政府の熱意が乏しいような感じがしてならぬのであります。

○足鹿委員長 次に、参考人招致に関する件についてお尋ねいたします。

ただいま本委員会において審査をいたしております税制改正各法律案につきまして、税制特別調査会の代表者を参考人として本委員会に出席を求め、意見を聴取することにいたしました存じますが、御異議ありませんか。

そこで、きのうもちよつと触れたのですが、信用組合は、御承知の通り昭和二十六年に、市街地信用組合の中になり基盤の固まった比較的堅実な信用組合は、すでに信用金庫として法律に基いて大蔵省が管轄しておる。従って、その信用金庫にもなれず、相変らず信用協同組合法に基いての信用組合というものは、これは比較的弱体となればならぬし、またその後昭和二十七年、二十八年とだんだん信用組合が乱立いたしましたので、今日全国で数百でございまして、この信用組合の状況は、東京都内の状況だけを見ても、預貸率と申しますか、預金と貸し出しのぐく単純な比較であります。預金が二百三十五億ですか、貸し出しが二百十九億ですか、個々の信用組合を見ますと、ほとんどぎりぎり貸付をしておる。これを見ただけでも非常に心細いのであります。すでに業務停止を受けておるものが一つある。全国的に見ると、業務停止を受けておるものが四つある。そこで、一体この信用組合の監督、取締り——特に金融事業としての監督、取締りはどこ役所がやっつて、また内閣におかれてはどの大臣の所管になるのでありますか、お尋ねいたしたいと思ひます。

○石田政府委員 信用協同組合につきましては、大多数の信用組合というのは、都道府県の範疇を越えないものが大部分であります。そういうものにつきましては、これは法律によりまして、都道府県知事がこれを監督するということに相なっております。ただし都道府県を越えまして、一つの都道府県でない、もつと広い範囲のもの、これにつきましては、大蔵大臣が監督を

あります。その上に、今度またこういう制度をおとりになるということは、まことに私は秩序を乱すのではなからうか。百歩譲って、もしおやりになるとしても、この貯蓄減税の恩恵を受ける指定金融機関はよほど狭く、日本の金融行政の一貫した方針を踏襲する上では、金融行政の一貫した方針と今度の指定金融機関とまるで違ふという点では、それはまずまず困ったことが起る、こういう立場から、きのうからお尋ねしておられるわけでありまして、そういう立場から、なお続けて御質問申し上げたいと思うのであります。

そこで、きのうも研究してみますと、いろいろ私判断に苦しみ点がふえてきたのですが、できるだけ時間を節約する意味において問題点を投げかけて、そして、何も改まった質問をしなくとも、私で理解できることは、もう改まって質問せずに、どんどん審議を進めたい、かように思ひますから、そのおつもりでお願いしたいと思ひます。

実は、私はこの貯蓄減税には基本的に反対なのであります。しかし、与党としてすでに予算にも計上し、法律案を提案した以上は、何とか曲りなりにも国民に納得をしていただけて、少しでも貯蓄増強に効果の上、また金融行政にあまり狂いのこないようにしなければいかぬ、それには、やむを得ぬところは仕方がないとして、金融機関の指定などについては、何もまだ閣議決定を経たわけではない、これからでありますから、政府も一つそういう点をよく考えたいので、いいところへ話をまとめたていただきたい、こういう意味からお尋ねするわけでありまして。

○石田政府委員 信用協同組合につきましては、大多数の信用組合というのは、都道府県の範疇を越えないものが大部分であります。そういうものにつきましては、これは法律によりまして、都道府県知事がこれを監督するということに相なっております。ただし都道府県を越えまして、一つの都道府県でない、もつと広い範囲のもの、これにつきましては、大蔵大臣が監督を

ます。ただ政令案でございしますので、政令で定める金融機関として現在のところ出ておりませんが、今のところはそういうふうと考えております。

○奥村委員 この問題は、去年の秋問題になるときに、私は与党でありますから、裏面からずいぶん塩路君にも申し上げた。金融機関と指定する際に、とても日本の金融機関として監督、指導の十分なところもあるから、あまり十ば一からげに入れたら政府の責任が困るぞと言うたにもかわらず、こういうものをお入れになった。それじゃ、主税局も十分お調べになって入れられたんでしょう。それなら端的にお尋ねしますが、今四つ業務停止を受けている。これは金融行政上、大蔵省が知らぬとは言わさぬ。この四つの信用組合はどういう事情で業務停止を受けて、今どういう状態になっているか。

ごく簡単でいいですから、どこの府県で、どこがどうなっているか、それの一つお聞きます。

○有吉説明員　今お話のように、四つございまして、一つは東京にございまして朝日信用組合でございします。この朝日信用組合は、経営の拙劣ということによりまして、赤字の累積を重ねたものでございします。業務停止の命令が出ました当時の預金、つまり三十年の十二月十四日現在でございしますが、預金額三千百九万一千円、借入金が二千四百三十二万、それから貸出金が三千七百七十五万七千円でございします。業務停止命令は三十年の十二月十五日に出しております。現在なお業務停止中でございます。

次に、栃木県の報徳信用組合というのがございます。これは、役員に残念ながら金融の経験を十分積んだ者がなかったために、不正貸付なり、無計画な経費支出があつたというような状況でございます。これは、三十一年の一月二十四日に、業務停止命令が出ているわけでございます。三十一年の一月十日現在におきます預金額は、千三百十六万九千円となっております。現在なお業務停止中でございます。

次に、千葉県におきます千葉商工信用組合というのがございます。これは、業務停止命令が出たのが三十一年一月十六日でございます。これは、支払い準備金や役員に若干欠けたところがございます。不祥事件が出たというような原因から、かかる事態に立ち至ったと見られております。三十一年の一月九日現在において、預金額が千七百六十四万二千元、貸出額が二千三十六万六千元でございます。そうし

て、その後三十一年の二月二十四日に役員が新しく選ばれて、また旧役員二十名によります弁済ができて、さらに新役員がなお出資をいたしました結果、一応立ち直りの状況を見ましたので、業務停止命令の解除を三十一年四月十六日に行なったのでございます。ところが、再び思わしくないので、このような状況でありましたので、再度業務停止命令を三十一年十一月二十七日に出しまして、現在も業務停止中でございます。

それからもう一つ、愛媛県の南予信用組合というのがございます。これは、三十一年一月二十二日に預金の払い戻しを停止いたしましたわけでありまして。その後全役員辞表を提出いたしております。業務停止命令は三十一年四月五日に出ております。現在なお業務停止中でございます。

○奥村委員　それぞれ三十年なり三十二年に業務停止を受けて、もうかれこれ二年なり三年たつておる。その業務停止を受けたのが、いまだに再建ができないということであります。それから今お聞きしておりますと、ほとんど預金よりも貸し出しがオーバーしておる。最初に言われた東京都の朝

日信用組合にしても、預金が三千百万、貸付が三千七百万。常識で判断できぬのです。こんな小さい信用組合で、六百万も七百万も預金よりもよけいに貸し付けるということは、一体どこから資金を出してくるのか。こんなものとはとても問題にならぬのですが、業務停止というのは銀行法第十九条に基いてなさったと思うのですがこの場合に、大蔵大臣は協議参画したんですか。

○有吉説明員　これは、直接には、協

同組合による金融事業に関する法律によつて律せられております。従いまし、監督規定におきましても、協同組合の金融事業に関する法律によるわけでありませう。その第六条におきまして、銀行法を準用しておるわけでありませう。従いまし、銀行法を適用ということも、準用でございまして、法律的に銀行法の事実をそのまま準用するということになつております。銀行法上従つて主務大臣とございませうのは、行政庁と読みかえておるわけでありませう。行政庁は、先ほど局長の答弁にございまして、府県の範囲を越えない信用組合につきましては、府県知事が直接これを行なつておる次第でございませう。

○奥村委員　そうしますと、大蔵大臣は、この業務停止の命令に協議を受けていない、またそれがそういう法律の建前になっておる、こういうことですか。

○有吉説明員 大蔵大臣といたしましては、法律上協議を受けておりません。ただ、事実におきまして連絡を受け、その後報告等を受ける場合がございます。

○奥村委員 お尋ねいたしますが、全国でかかる信用組合の数が幾つあつて、預金、貸付、総金額だけでけっこうです。それから、ちよつとお尋ねいたします。

○有吉説明員 全国におきまして、こ

れは昨年の九月末現在で、若干古いのでございますが、数は四百四十四あります。このうちの四百四十一は、先ほど申しました都道府県知事の監督下にあるのでございます。残りの三が大臣が直接に監督するものでございます。ひつくるめまして四百四十四

ざいます。預金の金額は、総体七百七十六億六千六百万円、それから借入金金は六十八億八千六百万円、出資金が五十七億二千六百万円、貸出金が七百七十一億五千七百円、組合員数は六十七万七千三百九人、店舗数は八百六十三ということになっております。預貸率は九一・一％になります。

○奥村委員　七百七十億もの預金を信用組合が動かしておる。これは、純然たる金融機関だと思ふのです。これは、銀行法を適用するのだから、私は金融機関だと思つておるのですが、直接の監督の権限も責任も大蔵大臣になつて、業務停止をする、銀行法第十九条を適用する場合でも、大蔵大臣は協議を受ける権限も責任もない。銀行局長、そういうことで、日本の金融行政を責任を持ってやつていきますか、どうです。

○石田政府委員　これは、先ほど申しましたような工合で、金融機関と一日に申しまして、組合的なものと、それから組合的でないもの、組合の範囲を越えているもの、要するに純然たる

臣がやつたらいではないか、それから大蔵大臣が責任を持つべきではないかということもござりますが、しかし組合という点に重点を置きますれば、それは、ほかの方が所管した方がいい、こういう考え方も成り立つわけでありまして、現在はあるところの方の考え方によって、いろいろな施策が行われておる。それから監督の問題でございすが、これは、大蔵大臣が監督いたしました場合には、金融機関の監督に關する規定と、それから信用協同組合等、ほかの監督に属しておりますところのものと、法律的に申しますと、監督のやり方の法律的範圍、これは、大體似たようなものになっておるわけでございます。そこで、大蔵省といたしましては、大蔵大臣が監督しておるものだけがうまくいくもので、ほかのところはうまくいかぬ性質のものであるということ、必ずしも断定し得ないような面もあるのかというふうに考へておるわけであります。

○奥村委員　数年来、全国的に信用組合といわず信用金庫でも、大蔵省の監

督している相互銀行でも、不詳事件が起っておりま。西村金融なんかずいぶんべらぼうなことをやったが、これは別として、信用組合でも、特に東京都内でも、去年ずいぶん新聞紙上ににぎわした不詳事件が起っておりま。そこで、今局長の言うように、組合

どうも局長の答弁はあいまいですが、それではお尋ねいたしますが、税法上の金融機関として指定するというのですが、それじゃ、金融行政上、これは金融機関と大蔵省は認めておるのですか。金融行政上、それははっきりしておかないと困りますので、お尋ねいたします。

○石田政府委員 金融行政上金融機関、これは、建前としては金融を扱う機関である、こういうふうに見ているわけでありまして、ただ問題は、信用協同組合の場合においても申し上げましたけれども、それでは監督はだれがやるのだという点になりますと、大蔵大臣がやるものと、大蔵大臣以外のものがやるものと、この二つに分れてい

る、こういうことだと思えます。
○奥村委員 これは、河野元銀行局長時代ずんぶん苦しまれたことですから、私もこれ以上突っ込むのはやめておきますが、そのあいまいなままでほっておくことが、僕はいかぬと思うのです。

ところがそこまでならいいのだ、今度は、これを税法上の金融機関として恩恵を与えることになれば、もうあいまいがますます病膏肓に入るから、私はこれを突っ込むのです。だから、私は、政府は、こういうものはこの際税法上の今度の貯蓄減税の指定金融機関にはしないと言われるのなら、これ以上お尋ねしません、あくまでそののだと言われるのなら、将来のためにもう一つ突っ込んでお尋ねすることがある。しかし、これは政府も相当検討せなければならぬでしようから、この点

られる信用組合、つまり全国的な区域を持った信用組合の、各組合ごとの預金、貸付金、出資金、その他つまり考察状態のものを提出していただきたいの、特に先刻お出しいただいた資料の中で、互援会が勧銀から四億数千万円の融資を受けているというのでありますが、信用組合がそういう融資を受けるというところが、すでに法律上非常に疑義があると思っておりますので、その点の詳しい資料を出していただきたいと思ひます。

重ねてお尋ねしますが、資料は、銀行局長にもえねば、自治庁へ行って自治庁のどこにも資料がないというお話ですが、どこへ行って資料を求めたらいでしやうか。

○有吉説明員 先ほどの資料でござい

ますが、私もその方から提出いたします。
○奥村委員 信用組合の方のお尋ねは、これでやめておきますが、私の意見として申し上げます、相互金融だけにとどめて金融機関として認めないというのなら、私は、その信用組合を取り上げる必要はないが、金融機関として認めて、金融行政の立場上大蔵大臣が責任を持たなければならぬという制度であるとするならば、この信用組合は、この際明確になさなければいけません。それでなくても、信用金庫あり、相互銀行あり、おそくアメリカやイギリス等先進国においては、日本の金融機関のようにいふいろいろな性格の異なる金融機関——しかも政府機関が、開銀あり輸出銀行ありで、こんな乱脈な金融機関のあり方というもの、私は外国にはあまり例がないと思う。従って、そういう面から、こういうことは、むしろ貯蓄減税をなさ

るなら、貯蓄減税の前に一つこれを整理すべきものであらうと思ふので申し上げたので、その意味からも、政令案は一ぺん考え直しを願いたいと思つておられます。

これはこれといたしまして、どうでしょう、全般的に考えて、金融機関を銀行局長ないし大蔵大臣がちょっと甘やかして過ぎていような気がしてならぬのですが、これは、ちょっと国会からおらなければいかぬと私は思ふので、本来からいえば、政府が貯蓄減税をするまでに、まだまだ打つべき手があるというふうに向うのであります。そこで、これは銀行局長に申し上げておきますが、第一相互銀行、あるいは東都信用金庫などに対して、大蔵大臣自体がいわゆる業務停止と申しますか、整理をなさる場合でも、やり方が非常にあいまいで、責任が明確でなかった。いawanや信用組合などに対しての地方長官のやり方というものは、金融機関に対する厳格な、しっかりした行政はおそらくできてまいまいというので、私は、その立場から各般の状況を見ていきたいと思ふのです。

そこでお聞きしたいことは、いぶん多いのであります。まず、今度は話が大きくなって、日本の金融行政において質的統制と量的統制ということがよくいわれるのですが、まず量的統制において、何かしんとした骨組みが固まっておらぬように思ふ。つまり信用膨張がきりなく行われる不安が強い。これを何とかしていかなければいかぬということがあります。そこで、量的統制といえは通貨の発行限度、これに對しまして日銀の貸し出しの限

度、こういうものがめどとしてあるわけでありまして、日銀の通貨発行限度は閣議決定による、それから通貨審議会にかけるといふわけでも、これは国会の承認とか議決とかいうものはない。そこで、まあ大蔵大臣の思う通りになるというわけですか。私は、そういう行き方はすでにこの際反省しなければいかぬと思ふのであります。

と申しますのは、昭和十年の日銀券発行を一時とするならば、昭和三十三年八月には発行高が四九八、約五百倍に日銀券がふえておる。その通りとは言わぬが、インフレがそれだけ進んだ。おそく世界各國でも、日本がインフレの進んだ方でしょう。現に最近の例をとつても、つまり一九四八年から一九五三年の比較を見ますと、日本では、卸売物価が三六が一〇〇になった。アメリカでは九五が一〇〇になった。ドイツが九〇が一〇〇になった。イギリスが六七が一〇〇になった。フランスは六五が一〇〇になった。日本は物価の上つた国はない。昭和二十三年から二十八年までのわずか五年の間、日本は物価が約三倍になっておつた。これは、国連の資料でありますから、間違ひはなからうと思ふ。日本に比較できるのは、インドネシアが二八から一〇〇になったというので、日本の通貨は、インドネシア並みということになります。そういうことは、いろいろな事情もあるが、通貨発行がきりなしに大蔵大臣や一部の人の考えでどうにでもなるという制度そのものが問題であります。私は、こういうふう

に思ふのであります。そこで、去年の年末は八千億くらい出たのでしやう。あの八千億出たについては、発行限度

は六千五百億ですか、えらい限度外の発行をやつて、八千億からの保証は日銀ができるのですか。そこらの点を、私は少しおかしいと思ふので、少くとも国会がある程度のかんぬきをかぬような制度にしておかなければいかぬじやないか。つまり通貨を安定させ、インフレを抑えるという意味において、インフレの被害は國民全体が受ける、國民の代表である国会が通貨発行限度くらいはある程度押えられる制度でなければいかぬと思ふのです。そういう点、銀行局長はどうお考えですか。

○石田政府委員 今お話がありましたうち、一番最後の発行限度がきまつておつて、それが年末でもって非常に超過しておるではないか、このお話からまず申し上げますが、発行限度というもの、年度間を通じてどのくらいが妥当であらうかということがきまつておるわけでありまして、御承知の通り、年度間におきましては移動がありまして、むしろ経済の実態に即応しておるわけでありまして、その場合におきましては、いわゆる限外発行という問題が起つてくるわけでありまして、そこで、限外発行をどの程度まで認めるかという問題に次はなつてくるのであらうと思ひます。そういう制度になつておらず、限度がきまつてあるにもかかわらず、限度を越えることがあるのはおかしいではないかという点については、そういうふうな都合にはおきま

うことだけを申し上げておきます。
第二の問題は、実は金融だけではなくして、日本全体の経済の動き方によるのだと思ふのであります。率直に申しまして、日本銀行なり大蔵省は、で

きただけ通貨を増発したくない、締め

ます。

ですが、西ドイツの銀行家は、役所か

るのか、ちよつとお尋ねしておきたい

円ということになっております。

ておきたいというふうに思うわけであ

から見て、これは国家的に重要である

ののだが、どうですか。

銀の監理官が年末にそれを確かめたの

りますが、しかし、日本の経済がだん

か重要でないかということ、銀行家

の保証が日銀のどの財産によってで

でしようね。その確かめた資料をあ

して、やはり通貨もある程度ふえざる

ことになっております。日銀法の三十

二条に、その保証に該当するものが

からお出し願います。

を得ない。もし通貨が全然つまつてお

法定されているわけでございます。さ

それからも一つ、日銀の貸付金で

すね。これは池田前大蔵大臣がよく

りますと、進んでいく経済になかなか

らにこの法定されておりますものの各

うたのですが、国内の預貯金の範囲内

で貸付が行われるならば健全金融なん

合わないのではないのだろうかという

別につきまして、保証に充て得る金額

の限度もきめていくわけでございます

だ、インフレは起らぬ。私もそう思

問題があるわけでありまして。従いま

す。つまりこれが最高の限度でござい

なっております。先ほどの

お尋ねの年末におきます八千三百億

て、根本的には、日本の経済が進んで

がしの日銀券の発行に對しまして、保

証がその限度内において充當されてい

るわけでございます。

いく場合において、通貨の発行高がふ

お尋ねの限度内において充當されてい

るわけでございます。

つお尋ねいたします。

はないか、私はかように考えます。た

規定されておりますね。それじゃ、そ

の八千三百億の保証を項目ごとに一

ん説明して下さい。

だ、しかしながら、御指摘のありまし

〇有吉説明員 私、ただいま手もとに

八千三百億の項目ごとの細目の資料を

持ち合せておりませんが、最高限度を御

たような工合に、日本の通貨の発行高

参考までに申し上げますと、「商業手

形、銀行引受手形其ノ他ノ手形」これ

が一千億、それから「手形、國債其ノ

がよその國に比べてひど過ぎるではな

他ノ有価証券、地金銀又ハ商品ヲ担保

トスル貸付」これは一般貸付でござい

ますが、これが四千六百億、日本銀行

いか、大き過ぎるではないか、インフ

法「第二十条第五号ノ其ノ他ノ債券」

これが三百億、三十二条四項の規定に

より主務大臣の認可を受けた有価

レが進み過ぎじゃないか、こういう点

証券及び債権、これは外貨債券及び外

國為替引当貸付金債権であります

これが四百億、それから政府に對する

は、確かにあると思います。そういう

担保を有しない貸付、これが百億、

「國債」が三千百億、合計いたしまし

て、先ほど申し上げました九千五百億

点につきましては、大蔵省なんかにお

〇有吉説明員 私、ただいま手もとに

八千三百億の項目ごとの細目の資料を

持ち合せておりませんが、最高限度を御

きまして、今申しましたような工合に

参考までに申し上げますと、「商業手

形、銀行引受手形其ノ他ノ手形」これ

が一千億、それから「手形、國債其ノ

いろいろなことを考えまして、通貨発

法「第二十条第五号ノ其ノ他ノ債券」

これが三百億、三十二条四項の規定に

より主務大臣の認可を受けた有価

高限度というのはこのくらいがいいん

証券及び債権、これは外貨債券及び外

國為替引当貸付金債権であります

これが四百億、それから政府に對する

だということを含めまして、そうし

担保を有しない貸付、これが百億、

「國債」が三千百億、合計いたしまし

て、先ほど申し上げました九千五百億

て、一時的にこれをこえるようなこと

〇有吉説明員 私、ただいま手もとに

八千三百億の項目ごとの細目の資料を

持ち合せておりませんが、最高限度を御

がありまして、なるべくその中にお

参考までに申し上げますと、「商業手

形、銀行引受手形其ノ他ノ手形」これ

が一千億、それから「手形、國債其ノ

さまるように努力をするというふうな

〇有吉説明員 私、ただいま手もとに

八千三百億の項目ごとの細目の資料を

持ち合せておりませんが、最高限度を御

ことで、過去にやつて参つたと思ふの

参考までに申し上げますと、「商業手

形、銀行引受手形其ノ他ノ手形」これ

が一千億、それから「手形、國債其ノ

であります。ただ實際問題として、経

〇有吉説明員 私、ただいま手もとに

八千三百億の項目ごとの細目の資料を

持ち合せておりませんが、最高限度を御

出先の金融機関の入れた担保を通貨発行の担保にあらがえるようなこともできるのですか。

○石田政府委員 できるものとできないものがあります。入れたものにつきましても、価格の見方が違っておるわけでありまして。たとえば金なんかは、今はいたしておきまなければならない、かりに民間で金を持ってきたら、日本銀行が買い取ったということになりますれば、これは、発行準備としてその額がそのまま載るわけです。また、たとえば商業手形を担保にして金を貸すこともできるわけでありまして。しかし、その場合には、商業手形は額面に対して何割でやるかということがあつたわけでありまして。それから金融機関が、たとえば金銀貨、社債のようなものを持っており、それを担保にして金を貸してくれといふ、金を出すこともできるわけでありまして。その場合の掛目といふものは、ラフなところでさめるといふわけでありまして。

なお、これは補足的に申し上げますが、日本銀行といたしましては、通貨を発行することがその債務です。御承知の通り、それについては健全性を保つことが基本になるだろうと思つていますが、それにつきましても、日本銀行は、その発行額という点について、だんだんと内部留保を進める。そちらのことを申し上げると、スタートする時には、掛目のあるものに対しては金を出しますけれども、こうしたものにさらに安全性をとるといふことで、発行ができないこともあり得るわけでありまして、従つて内部留保

も、だんだん進めていかなければならぬ。そういう措置もやつていかなければならぬと思ひます。

○奥村委員 内部留保はかなりできておりまして、資本金が一億で済むか、六千億も八千億も通貨を出すのに、資本金が一億ではどうもつり合ひがとれぬように思ひますが、日銀の増資などというのは、全然話題に上らぬものでないですか。

○石田政府委員 御承知の通り、日本銀行の出資者は国だけではないのでございまして、民間も出しているわけでありまして。今半々になったわけですが、そういう場合に、果して普通の意味の増資をすることが適當であるかどうかといふことは、よほど慎重に考えなければならぬ問題だと思つておりまして。それから、出資をしなければ、日本銀行の経営の中身が悪くなるからといふことが實際問題としてあるのかといふと、われわれはなほと考えておるわけでありまして、その意味から申しましても、これは普通の金融機関と違ひますので、同じに論ずるわけにはいかぬと思つております。

○奥村委員 日本銀行の通貨の量の問題については、先ほどお願いいたしましたように、日銀の通貨発行高、去年の年末の通貨発行高に対する法律に基く日銀の保証額、もう一つは、貸付の担保別の内訳をお出しただくことについて、この点はこれでやめておきます。

次に、不渡り手形が相変らずふえておるようでありまして、特に去年の八月ごろから、不渡りがふえてきておるようになつておる。年々ふえてきておるが、今全国で月に何万くらい不渡り

が出ておるのですか。それから、取引停止処分が月にどのくらい出ておるのか。こういう点は、信用が危機に瀕しておる一つの現われでなからうかと思つて、お尋ねいたしておきます。

○有吉説明員 昨年十二月におきまして、不渡りが全国で、枚数は十八万四千枚、金額にいたしまして百五十五億三千七百円。取引停止の処分を受けたものは、全国におきまして、枚数は一万一千枚、金額におきまして八億五千三百万円でございます。

○奥村委員 これは、非常に深刻な事態ですが、銀行局長、特に去年から不渡りがふえ、取引停止もふえておるのだから、これは、普通の信用状態じゃないと私は思ふのです。といふと、これは比喩がふいふので、めどがなかなことが起るものでしょうか。この不渡り手形のふえたことについて、銀行局長はどう見ておられますか。

○石田政府委員 不渡り手形は、ほんとうは月別に見ていかないとけないと私は思ふのです。昨年あたりも大分心配いたしておつたのでありますが、枚数と金額と、これまた両方分けて考えなければいかぬと思ひます。ただし、ほかの国と違ひまして、不渡りの数が多いといふことは事実であるかと思ひます。先ほど奥村先生からいろいろお話がございましたけれども、金融機関もまだしっかりしておらぬ、それから預金者なり銀行の口座を持つておる人々のやり方も、あまりかんばしくない、率直に申しますと、こういう状況があると思ひます。あるいは、御承知かとも思ふのでございしますが、全然銀行へ口座を持ってない、ほとん

ど取引のないような人が手形や小切手を使って、交換ではねられるというものもあるやに聞いておるのであります。こういうことは、ほかの国にも例がないのじゃないかと思つておられます。そういうものも数字の中に入つておるのであります。不渡りの枚数、金額だけから、ほんとうの経済界の動きそれ自体を把握するについては、なかなかむずかしい点があるわけでございます。

○奥村委員 今コールの日歩が三銭ですが、これは、新聞には申し合せのやうに、ちゃんと出ておるのですが、申し合せなんです。どういふやうにして三銭にきまつておるのですか。

○有吉説明員 これは、全国銀行協会連合会に加盟しております銀行の申し合せによつてであります。

○石田政府委員 こういうふうにご了解願つとわかりやすいかと思ひますが、コールにつきましても、出し手と受け手と両方あるわけでありまして、率直なことを申しますと、現状では、都市銀行が主として取り手でありまして、出し手は地方銀行、相互銀行、あるいは農林中金等であります。コールのレートは、御承知の通りずいぶん高くなつて参りまして、一ペンは三銭五厘になつて参りまして、これは、コールを出し方と受ける方と両方で、あまり高いレートを出しておくことは適當ではないといふか、今のマーケットの実績からいふと、これくらいのところが適当ではないかといふ話し合ひによりまして、そういうことが行われたといふのが、実情でございます。

○奥村委員 それでは、申し合せではないといふことですか。申し合せならば、これはまた問題になります。大体コールのような、翌日ものもあれば十日も置くものもあるし、また今のお話のように、相対でやるのですから、一銭五厘もあれば三銭もあるでしょう。これが三銭でみんな協定する——實際は協定といふか、申し合せです。こういうことになるといふことが、すでに金融で正常でない。高ければ出すし、安ければ出さぬといふものです。でも、これはまあ高いも安いもない、こういうことがすでにこれは正常でないといふことです。これは、言つたつて仕方のない話ですが、不渡り手形の状況といふ、何かからいっても、日本の金融秩序といふものは、非常によろめきつある。これは、政府がこの金融秩序をがんとして維持していかなければならぬ責任があるの、その熱意がない。政府は一体どうしていくのか、これが私の先日来からのお尋ねです。去年の預金保険基金法案とか、あるいは金融機関の保全に関する法律とか、いわゆる金融三法です。あれを出したときに、金融制度調査会の答申にもあるやうに、必ずしも日本の金融が安全とはいへない、特に何かさえてやれば再建できるという、だいが不安な金融機関がある、その場合に、法律上うまくやれぬといふので、それをささえる意味で金融三法を提案なさつた。政府は、どうしても今度貯蓄減税に際しても法律にせねばならぬといふ。これは、まことにけつこうだと思ふが、やはり私は、こうしたこと

を、かりに一步進んでアメリカの預金保険会社の制度——預金保険会社が金融機関を検査監督して、いわゆる業務

停止などの場合は、預金保険会社が預金者に直接幾らまでは支払う、この制度を入れなければ、金融三法の今提案になっておられるやり方だけでもこれは中途半端で私はいかぬと思う。私は、アメリカの預金保険会社のような制度を日本に取り入れなければ、日本の金融秩序は守られぬと思うが、これはやれぬのですか。政府として御研究になったことはありますか。

○石田政府委員 私まだ銀行は長くありませんので、どういう研究があるかというところは確信をもって申し上げられませんが、私の感じだけ申させていただきます。アメリカにおけるところの例が、必ずしも日本の方には当てはまっています。これは、金融制度全体が、なかなかアメリカのようにいかないという実態があるのだらうと思うのです。保険の問題につきましても同様でございます。私は、そういうことができて、それでうまくいけば、これに越したことはないと思えますけれども、しかし預金保険ならば、その保険を政府がするか、民間の保険会社がするかということになると思えます。この場合に、民間の保険会社であるならば、民間の保険会社が、果してそういうことでもってやれるかどうか。国がやる場合においては、これはやってやれないとは言いませんけれども、両方の場合をあわせて考える場合に、今度は、金融機関がその場合に直ちにどういふふうに出るであらうか、こういうふうなことを考えてみると、あるいはかえってそういうような制度があることが、安易な経営ということになりはせぬかという心配もあるかと思うのであ

ります。われわれが預金保障の問題につきましてお願いをしておるのは、これは、お互いに金融機関自身が心がけをよくして経営していく、そうして相互扶助ということの方がむしろいいのではないか、こういうふうな感じを持っています。それはその程度にいたしまして、これは、全然方向が違う問題ですが、金融機関を甘やかし過ぎるという話に關連するのですが、金融機関が整理段階に入つた場合に、大い金融機関の役員が十分な責任を果していない。にもかかわらず、どうも金融機関の役員は、責任を果さぬ割に給料、待遇がよ過ぎる。これは銀行局の方で、そういう役員は月給と待遇、あるいは銀行員の給与ベースなんか、ある程度整理内容としてタッチしておられるはずだと思ひますが、最近の新聞を見ると、また政府金融機関でもかなり給料が上つておる、こういうことですが、金融機関などの役員を上げれば、職員も上ることになると思ひます。金融機関の職員は——それは信用金庫などは別にして、銀行の行員の給与ベースというのは、かなり高いよう

に聞いておりますが、全国平均で、銀行員の給与ベースというのは、どんなものになっておりますか。

○有吉説明員 給与ベースといつたしまして、御参考になるかと思ひますが、都市銀行におきまして、大学出の初任給が一万三千七百円ということになっております。

○奥村委員 初任給だけでなしに、平均して幾らになっておりますか。初任給では基準にならぬじゃないですか。

○有吉説明員 私、ちよつと今手元に資料を持ちませんし、また記憶がないのですが、日銀におきましては、それに該当する者は一万三千百円というところになっております。これは、御参考までに申し上げておきます。

○石田政府委員 銀行にもいろいろ種類があるわけですが、大体どのくらいふうな工合に給与なんかがつてゐるのかという具体的な数字は、御要求がありますれば、資料を提出してよろしいと思つております。ただわれわれのやつております現実を申し上げますと、職員の場合と役員の場合とが一般の他の会社等との権衡を見ながらやつておるというのが実情でございます。それから役員の場合につきましても、これは、金融機関が實際問題といつたしましてわれわれの意見を聞くという場を作つておるわけでございます。その場合におきまして、ほかの会社等の給与といふものと権衡を考へていく次第でございます。それから日本銀行、公庫、公団等につきましても、金融機関よりもいくつ低くなつております。そして、それとの権衡を考へてやつておるのではないのでございまして、それよりもむしろ公務員、あるいは特別職、そういう人の権衡を考へながらやつておるというものが、実情でございます。

○奥村委員 それではまた少し変へまして、農林省の方からお見えでございますから、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、これを今度貯蓄減税に際して指定金融機関とす

る、こういうことに關連してお尋ねいたします。大体この農業協同組合及び漁業協同組合に金融業務をやらせると

いうことが、かなり無理な問題があるけれども、しかし、組合員の預貯金を扱うというので、純粋な金融機関とは違ふが、また別の農林行政の立場からこれを育成していくかというところ。これは、よくわかるのであります。しかし、預貯金の安全を守る、また金融秩序を守るという意味においては、これはやはり金融行政の一環として、重大な問題を含むところなんです。たしか農業協同組合の系統金融機関の預貯金が総額で幾らになりますか、何千億であらうかと思ひますが、これがあまりひどい破綻を来しますと、これはやはりあらゆる面に影響を及ぼすと思うのです。特に今度貯蓄減税ということをして、その適用を受けようとするならば、よほど一面金融機関としての預貯金の安全性というものを守つていかなければならない、こういうことになるのであります。その取締り監督、これは、どうも私は十分にいかぬように思ふのです。現在農協の再建整備法の適用を受けておる農協、これから受けようとする農協、漁業組合の数、それから全部の組合の中で、再建整備法の適用を受ける組合のパーセント、また受けようとする組合のパーセント、それを農協の金融の事情を知る意味においてちよつとお尋ねいたします。

○尾中説明員 農業協同組合に一応問題を限定してお答えいたしたいと思ひます。現在農業協同組合の中で、信用事業を行つておりますが、それが約一万三千あるわけでございます。そのほかに、いわゆる特殊組合というものが二万何

がし、合せまして相当数になっております。この一万ちよつとの総合農協の中で、

この前昭和二十六年でございましたか、再建整備法の対象になりましたのは、たしか二千組合程度ではなかつたかと覚えております。これは、御承知のように本年の三月末で目標を達する期限がくる、こういう状況になっております。

それから二年前に整備特別措置法といふのが出まして、それによつて単協の——これも総合農協でございしますが、整備強化をやつておりますが、この対象組合は、二年間で指定いたしますのが約一千組合、来年度に二百数十組合をさらに追加するという予定になっております。この前に申し上げました再建整備法の対象になりましたものと、その後二年前に出ました整備特別措置法のうちダブつておりますものが、やはり三百組合くらゐいます。従つてわれわれは通常常識的に、一万何がしの総合農協のうち数百組合は、これは相当経営状況が悪く、あと千組合くらゐは、今申しましたような再建整備法なり整備特別措置法で外部援助等をやつて参りますれば、今後立ち直りをなし得るのではないか、こういうことで、せつかく努力をいたしておるような状況でございします。

○奥村委員 この再建整備法を適用された組合は、組合員の預貯金も一応支払ひを待つてもらつたことになるのでしよう。たな上げと申しますか、そういうことになるのでしようか。

○尾中説明員 これは、昭和二十五年の日本経済があつた引き締め状態になりまして、農村におきましてもその余波を受けて、当時貯蓄の停止、あるいは組合自体が戸を締めるを得ないというような、相当ひどい状況になつたのであります。そのときは、貯

金の一部をたな上げするか、いろいろな措置がとられたわけでございますが、その後再建整備法なり、あるいは整備特別措置法で次々に対策をとっておりまして、現在の状況を申し上げますと、ごく一部の組合につきましては、これは、なかなか再建は容易でないとはいえますが、当時と比較いたしますと、相当の改善がなされておる。従つて、新しく貯金の停止なり、あるいは制限をするという組合の数は、ごく限られておるといふ状況で、当時と比較いたしますと、非常に好転しておるのではないかとこのように思っております。

に思ふので、まことに嘆かわしいと思ふのですが、これは、再建整備法にたいして適用されておる組合でも、新規の預貯金は受けるのです。新規の預貯金は受けるのです。

にかかり、預貯金をたな上げにするというのがかなり出てきています。漁業組合は全国で四割です。そうすると、政府の減税を受けて預けたが、それがまた途中で再建整備法にかかつて、預貯金はストップだ、そういうものに減税をした。それでもかまわぬと思ひます。つまり金融機関の方はつづけて、預貯金は元も子ももらわぬでいい減税はするのだ、そう割り切つて言えます。そこは、両方考へて政令をすればならぬと思ひますが、政令をもう少ししほり直すと、少くとも再建整備法にかかつては、当分適用しない、もう少し突っ込んで言うならば、県信連、あるいは県漁協、つまり単協の上の金融機関が保証した預金に限つて適用するというならまだ話はわかるのですが、そのように政令をせばお氣持はいいですか。

ませんが、私どもの今の気持は、再建整備を行なつておりまして、預金が受け入れられるというならば、この対象に入れても差しつかえないのではないかと考へております。

の設立を遠慮していただくというふうな指導もやつております。また総合農協につきましては、財務処理基準令というものができておりまして、それによつて、信用事業と他の事業との経理区分をする、あるいは信用事業の資金を他の経理に流用する場合の限度をきめるというふうなことで、そういうふうな信用事業の基準につきまして、大蔵省と農林省と常に相談いたしまして、政令でもつてそういう基礎を一応作つてやつておるわけであります。またそういう総合農協に対しては、定例として年一回は県のいわゆる検査官が検査をする、こういうことも実施しております。農林省が直接検査を行なつております。また場合によつては、大蔵省の御援助も受けるというふうなことで検査面あるいは法規面におきましても、できるだけ間違ひができませんように、努力は続けておるのであります。

●奥村委員 私の伺ひしたのは、再建整備法によつて適用を受けた組合は、再建整備が完了するまでは、一応預金は払い戻しはしない、こういうことになるのでしょうか。

●奥村委員 どうもその辺は、少し政府の方も大ざっぱ過ぎております。政府の方も、貯蓄減税の恩恵は渡すが、期日は来ても元も子も取れぬということでは、どうも首尾一貫しないです。少くとも預貯金の安全性を守ること、これが政府のなすべき大事な仕事で、それはつぶれたらそっちの勝手な減税だけはいたします。主税局の方はそんな考へですか。もう少し安全性を守るというところ、これが貯蓄増強のまづ先決問題だといふふうにお考へになつたならば、この指定金融機関をきめる場合に、もう少しきめ方がある。だから、これでは答弁も苦しまれるでしょうから、私は申し上げませんが、少くとも再建整備法にかかつて、今たな上げして整理中のものにも貯蓄減税の恩恵を与えたいのは、ちよつとむちゃじゃないか。それからもう一つは、これは長期の預貯金でしょう。私は、長期にしたこともけしからぬと思つておるのですが、預け始めてから二年半のうちに農協も漁業組合も再建整備法

に限り、預貯金をたな上げにするというのがかなり出てきています。漁業組合は全国で四割です。そうすると、政府の減税を受けて預けたが、それがまた途中で再建整備法にかかつて、預貯金はストップだ、そういうものに減税をした。それでもかまわぬと思ひます。つまり金融機関の方はつづけて、預貯金は元も子ももらわぬでいい減税はするのだ、そう割り切つて言えます。そこは、両方考へて政令をすればならぬと思ひますが、政令をもう少ししほり直すと、少くとも再建整備法にかかつては、当分適用しない、もう少し突っ込んで言うならば、県信連、あるいは県漁協、つまり単協の上の金融機関が保証した預金に限つて適用するというならまだ話はわかるのですが、そのように政令をせばお氣持はいいですか。

●奥村委員 あなた方は、そういうなまはんなか気持で法律や政令を作ろうとするところに、私は問題があると思ふ。政令を作るのに、金融機関を指定するのには、もっとこのくらのことには十分御研究になつたことだらうと思ふ。

●奥村委員 それほどりっぱな制度が確立しているなら、一万三千の総合農協のうちで、二千も再建整備にかかつて、預貯金がたな上げにかかるということはあるべきではないか。おそらく財務処理基準令は、ほとんど順守されてないじゃないか。私は、農協や漁業組合の突情を知つておりますが、ほとんどみな預貯金というものが、いろいろなかへ、役員の月給になつたり職員月給になつたりする、これは飲食いには使つたりして、これは大へんなことです。汗水で使つてしまつて、ストップになつたというのがずいぶんあるのです。はな

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 それは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 それは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 それは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 それは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

●奥村委員 これは、必ずしも全部払い戻しを停止するということではございません。

はだしいのは、それを浮き貸してどうじやとか……。そこで農民のことですから、わずかな金をちまちまためて、五年かかってためて、それを樂しみにしておたら農協がストップ、お手上げになったので、首くくって死んだという話をすいぶん聞くのです。現に私は、実例を知っているのです。だから、そういう農協に預貯金を預けさせて信用事業をやらせるといふのは、非常に危険です。私は漁業組合長を十年やって、この預貯金の制度が作られたときに、少し手前みそな話でありましたが、自分はまあうまくやれるつもりだが、もし組合長がかわつて、この膨大な預貯金を組合長にまかしたら、悪い組合長が上手にこまかせたら、この中の二割や三割はこまかせるのだが、この制度も、組合長によってよし悪しだとなすいぶん考えました。そういうことが全国的にあるのじゃないか。そこであなたは、財務処理基準令によって、預貯金はほかに使えぬようにしておるといふが、財務処理基準令というのは、それは法律ですか。

○尾中説明員 政令でございます。
○奥村委員 政令は、どの法律に基いておるのですか。
○尾中説明員 農協法に基いておる。

○奥村委員 農協法何条ですか。
○尾中説明員 五十二条の三でございます。

○奥村委員 これで財務処理基準令が出る。これに対する罰則はどうなっていますか。
○尾中説明員 罰則は、この政令につきましてもございせん。

○奥村委員 そうすると、財務処理基準令に違反して、預貯金を組合役員や職員が変なところへ使つたという場合の罰則は、どれによって適用するので

すか。
○尾中説明員 農協法の九十四条の二におきまして、監督上必要な命令あるいは指示をすることができるといふことになっておりますし、九十五条におきまして、違法行為があつた場合には、行政庁は措置するといふことになっておりますので、財務処理基準令等に重大な違反なり、あるいはその趣旨にもとるような行為がございましたら、九十四条の二によりまして、監督命令を出しまして、それに従わな

い場合には罰則がかかる、こういうことになっております。
○奥村委員 それでは、再建整備法にかかると、預貯金のたな上げになつたものもあるし、預貯金をした組合員に迷惑をかけた役職員も、全国的にはすいぶん多いのですが、この法律に基いて処分を受けた事例は、どのくらいありますか。

○尾中説明員 実は私、昨年農協課に参りましてからは、まだございせん。その前の事例は、私はちよつと記憶しております。
○奥村委員 すいぶんいろいろ事故や不祥事件を起しておるが、この法律に基いて処分したものはなかつたのですか、昨年以來。

○尾中説明員 私、昨年の九月に参つたのでございしますが、その後処分した例はございせん。
○奥村委員 では、實際上この法律は眠つておるのですか。財務処理基準令も眠つておるのですか。現に二千も再建整備法にかかつておるし、漁業組合

も、これ以上にひどいのがあるのです。その法律は眠つておるのですか。
○尾中説明員 先ほど申し上げましたように、県の検査官の検査、あるいは国の検査官が検査いたします際に、この財務処理基準令に照らしまして、いろいろ不当行為がございました際には、嚴重なる注意をしておりますし、それを改善するように、そういう指導面、あるいは検査面を通じて、常時やっております。

○奥村委員 銀行局長、今お聞きの通り、農協や漁業組合は、このような制度でもって金融業務をやつておる。これも、大きく金融行政の担当である銀行局長は、頭に置いていたかなければならぬ。それから主税局の方は、こういうようなものに今度は貯蓄減税の恩恵を与えるというのには、どういふものですか。そこで私は、焦点は指定金融機関が焦点ですが、塩業組合、これは、一体財務処理基準令も出ておるのですか。これは、金融業務をやつておるのですから、これを塩業君、金融機関として指定している事情を一つ聞かしてもらいたい。

○塩崎説明員 金融行政のことは、私、全くしろうとでございしますが、先ほど申し上げましたような趣旨から、金融機関の中に入れると考へておるわけでございます。特に塩業組合、あるいはまた信用協同組合がどういふ内容を持っているか、私も、そう突き詰めて検討してないのは事実でございます。ただ同じ貯蓄の奨励の趣旨を持つております一年以上の長期預貯金等の利子の非課税、これも私は、貯蓄奨励の精神と同じ精神だと思ひます。その金融機関の中に入つておる

すことを考えれば、この際塩業組合、あるいは農協協同組合、これを除外する趣旨はないではないか、こういう趣旨で、この政令を考へておる次第でございまして、特に私もいたしましては、塩業組合だけを除外する理由は見当たらない、かように考へておる次第であります。
○奥村委員 私の言うのは、信用協同組合は、眠つていても銀行法の適用を受ける。農協や漁業協同組合は、これも眠つておるが、財務処理基準令がある。塩業組合は、預貯金の安全を守るという何か規定があるのですか。

○塩崎説明員 塩業組合法の七十二条から七十四条の規定におきまして、報告徴収、業務または会計の状況検査、法令等の違反に対する必要措置命令、同様の規定があるようでございます。
○奥村委員 それは、普通の協同組合はみなある。つまり預貯金を預かり、預貯金の安全を守るため、少くとも一応監督なり財務処理基準令がなければいけぬが、それがあろうかというのです。今のお話は、一般的な監督規定でしょう。

○塩崎説明員 ただいま私が農協協同組合法の法律を見ましても、特に預金についてのこういう監督命令はなくして、一般的な業務についての措置命令だと、かように読みましたから、塩業組合につきましても、そういう法律になつておる。従ひまして、これに基きまして必要な命令を出しますれば、同様の監督ができる、かように考へております。
○奥村委員 農協は、今も申し上げるように、農協法の中に、預貯金については、組合員との関係を明確にするた

めに、財務処理基準令を別途政府が出すことができるというふうに準拠法があつて、その法律に基いて、財務処理基準令というものが出ておる。塩業組合には、そういう準拠法がないでしよう。農協とは全然違つてしよう。少くとも預貯金の安全を守る何か規定がありますか。
○大平委員長代理 それは奥村君、こ

うじゃないでしようか。組合金融で、員外預金を受け入れないから、組合員相互間の信頼関係というか、そういうようなものがむしろ基調になつておるのであつて、預金の保護措置というよりも、むしろ相互信頼関係の壁の方が厚いんじゃないでしようか。
○奥村委員 では、これは一べん御研究を願ひたいと思ひますが、それならば、私に言わすと、職場における預かり金、これも入れたらどうですか。そういう議論が今度は起つてくるのです。これはいづれはかからも出ます。が、職場におけるいわゆる勤務先預金と申しますか、これは、むしろ塩業組合も入れるのなら、勤務先預金も入れるというこの議論が出てくる。勤務先預金をなぜ入れられないか。

○塩崎説明員 塩業組合につきましても、先ほど申し上げましたように、一般的な監督命令の規定はございせん。ただ勤務先預け金の方は、御承知の通り、何ら法的規制が行われないことは、仰せの通りでございます。私も、い

いたしましては、そういう監督のないこと、また貯蓄奨励対象になります預金につきましても、担保保護の制限その他もございせん。そういう観点から見ますと、この勤務先預け金というものは、減税貯蓄奨励の対象となりま

すのは不當である、かような観点から、勤務先預け金は排除した次第でございます。

○奥村委員 信用組合や農協や漁業協同組合は、それぞれたとえば預貯金が払えない組合が整理段階に入った場合に、銀行法を適用するとか、農協は、再建整備法で、一応政府が補助を出して何とかするという法的方法が一応ある。塩業組合がもし行き詰まって預貯金の支払いがたな上げになったという場合の再建の方法、あるいは整理の方法、そういうものは、法律上何か規定してありますか。

○塩崎説明員 私は、農協の再建整備は、単独の再建整備法がありまして、これによって再建整備が行われていると承知しております。従いまして、塩業組合につきましては、そういう事態がまだ起っていないから、再建整備ができないのではなからうか、かように考えております。ただ法的規定によらない再建整備がありますれば、別途にその再建整備が行われるのではないか、かように考えております。

〔大平委員長代理退席、委員長着席〕
○奥村委員 それでは、もうあと問題点をあげておきまして、私は質疑を終りたいと思います。

問題は、所得税に対して特に貯蓄減税の方法を与えられる。それなら、事業税にも貯蓄減税の恩恵を与えられないかといえ、できないと言う。そこで、国民の一割程度の、ごく一部の所得税納税者だけにこの恩恵を与えるというところに、ぜひ国民の不満がある、問題がある。だから、事業税はやれぬかということ。そこでお尋ね申

上げますのは、事業税は都道府県で取るのですが、その都道府県の中で、もし政府のやつたような、一定の預貯金をした場合に、事業税を六千円まで減税するというのを県条例でできめて実行することはできますか。

○塩崎説明員 所得税だけでは、この減税の利益に浴します人が少ないではないか、たゞた奥村先生御質問のところでございまして、納税者が全国民の一〇％というお話をございします。これは、納税者の数と全国民の人口と比較いたしますれば、さようなことになると思ひますが、このうちには、御承知の通りに所得のない、ことに子供、老人、これらが入っております。世帯にいたしますと、私どもの見方といたしましては、所得税納税人員というものは、約五〇％近くまで参つておるわけでありまして、従つて、この貯蓄減税の利益を受けます納税者の方は、相当広範にわたつておる、かように考えております。この点だけ特に補足させて説明させていただきます。

事業税はなぜやらないか。貯蓄減税自体が政策でございしますので、私は、考え方によつてできないことはないと思ひますが、ただ事業税の性格から見まして、貯蓄減税というやうなものをに入れていくとはいいかどうか、これは必ずしも簡単には出て参らないと思ひます。御承知のように事業税は、事業に対してだけ課税する、いわゆる応益負担といつております。そういうものについてだけ貯蓄減税というものを認めるのがいいかどうか。課税標準は、まさしく事業から出ました利益でございしますから、普通の所得者につきまして、将来の生活まで考えましたと

ころの貯蓄、これをめんどろ見るといふやうな貯蓄減税を対象と考えることは、事業税においては必ずしも私は適当ではない。ただ政策でございしますと、県の条例でやつてやれないかと申しますと、これは、私ども何とも申されません。特に地方税は、広範な委任規定がございまして、不均一課税の原則が地方税法の六条にございしますので、やつてやれないことはない。ただ事業税の性格から見てどうであらうか、かような気がいたしております。ただ所管は、自治庁でございしますので、私が申し上げましても、權威のあるお答えになるかどうかわかりませんが……。

○奥村委員 所得税を減税するということは、非常に大蔵省としてやり方はひどいと思う。やれるなら事業税もなさるがいい。いずれ次の機会に自治庁の關係官に来ていただいて、これは平衡交付金の關係もあるけれども、府県によつてはやれる。しかも、お話しのように、委任規定は広範にできておるから、府県条例でこれはやれるというふうに思ひますから、その点、一つ自治庁とお話をして、現実にやれるやうな方法をとれるように、またその方法を見出すために、質疑は今後続行いたしますつもりであります。

それからもう一つは、事業税にしても所得税にしても、納める人は国民の中で少数である。そこで、零細な大衆がわずかの預貯金をしても、恩恵を受けるという一番いい方法がある、しかも、先ほどから皆様に答弁をわすらわがある、それは、郵便貯金の利子を少し上げたらどうですか、一分や二分上

げても大衆は喜ぶ。六十億の金を使うくらいなら、郵便貯金の預金利子を上げた方がいい、これが一番いいことである。これは、政府で保証してある、そしてめんどうなことはない、こんな質問を申し上げる必要は一つもない。その意味で、私は郵政大臣にこの問題を一つ持ち込んでみたい。貯蓄減税をするのには、まだまだそれ以上のいい方法がある、こういう感じがしてならないので、そういう面から今後質問を続行したいと思ひます。本日は、これをもって私の質問を打ち切ります。

○足鹿委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十一日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時十六分散会

〔参照〕

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）に關する報告書
昭和二十八年年度から昭和三十一年度までの各年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四号）に關する報告書
漁船再保険特別会計に關する特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に關する法律案（内閣提出第二十九号）に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月十一日印刷

昭和三十三年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局